

生駒市地域防災計画

【本編】

生駒市防災会議

目 次

第1部 総則	1
第1章 計画の目的	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の構成	3
第3節 計画の運用	4
第4節 計画の使い方	5
第2章 生駒市の概況と災害特性	9
第1節 現況	9
第2節 風水害特性	10
第3節 地震災害特性	12
第4節 その他の災害特性	12
第3章 被害想定	13
第1節 災害の想定における基本的な考え方	13
第2節 風水害の被害想定	13
第3節 地震災害の被害想定	14
第4章 生駒市の防災に関する基本的な考え方	16
第1節 防災に関する基本方針	16
第2節 防災施策の大綱	16
第5章 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱	18
第2部 災害予防計画	19
第1章 市民の防災力の向上	21
第1節 防災知識の普及	21
第2節 自主防災会の育成	22
第3節 防災訓練の実施	22
第4節 企業等の地域防災活動参加促進	24
第5節 災害ボランティア活動支援環境の整備	25
第6節 災害時要援護者の安全確保	26
第2章 行政の防災体制の整備	27
第1節 防災体制の整備	27
第2節 広域防災体制の確立	28
第3節 防災拠点の整備	29
第4節 災害対策用資機材の整備	30
第5節 情報通信体制・機器の整備	31
第6節 医療・救護体制の整備	32

第7節	食料・飲料水・生活必需品の備蓄、確保	33
第8節	緊急輸送路網・ヘリポートの整備	34
第9節	廃棄物処理体制の整備	35
第10節	火葬場等の確保	36
第3章	事象別の災害予防	37
第1節	風水害予防対策	37
第2節	土砂災害予防対策	38
第3節	地震災害予防対策	39
第4節	火災予防対策	40
第5節	農地災害予防対策	42
第6節	ライフライン施設等の災害予防対策	43
第7節	危険物施設等の災害予防対策	44
第8節	原子力災害予防対策	45
第9節	文化財の災害予防	46
第3部	災害応急対策計画	47
第1章	災害対応の体制	51
第1節	風水害配備体制	52
第2節	地震災害配備体制	54
第3節	原子力災害配備体制	56
第4節	その他の災害配備体制	57
第2章	災害対応のコーディネート	58
第1節	情報収集・整理・伝達	59
第2節	緊急輸送体制の整備	61
第3節	受援体制の整備	62
第4節	支援体制の整備	63
第5節	災害救助法の適用	64
第3章	生命を守るための対策	65
第1節	避難行動	66
第2節	消火・救助・救急、水防活動	67
第3節	医療・救護活動	68
第4節	二次災害防止活動	69
第5節	事故対応	70
第4章	生活を守るための対策	71
第1節	避難生活支援	72
第2節	物資の供給	73
第3節	災害時要援護者支援	74
第4節	行方不明者の捜索及び遺体の火葬等	75

第5節 防疫、保健衛生	76
第6節 廃棄物の処理及び清掃	77
第7節 ライフラインの応急復旧.....	78
第5章 復旧への足がかり	80
第1節 住宅応急対策	81
第2節 文教対策	82
第3節 文化財の応急対策.....	83
第4節 ボランティアの受入れ	84
第5節 義援金、救援物資の受入れ.....	85
第4部 災害復旧・復興計画	87
第1章 公共施設の災害復旧.....	89
第2章 企業等の再建支援	90
第3章 被災者の生活再建支援.....	91
第4章 災害復旧・復興	92

第1部 総則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

「生駒市地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて策定するもので、総合的、計画的な防災行政を推進し、市民の生命や財産を災害から保護することを目的とし、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- ☐ 生駒市の地域に係る防災に関し、生駒市及び生駒市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- ☐ 生駒市の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- ☐ 生駒市の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- ☐ 生駒市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下、「地区防災計画」という）
- ☐ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画、その他の関連計画

なお、水防法に基づく水防計画は、本市の災害特性から、別に定めず、地域防災計画に準じるものとし、災害対策本部が水防本部を行う。

第2節 計画の構成

この計画の構成は、次の通りとする。

構成	想定する読み手	記載内容
■本編 第1部 総則 第2部 災害予防計画 第3部 災害応急対策計画 第4部 災害復旧・復興計画	市理事者 市職員 市民	災害対策基本法に基づき、市の防災対策や災害応急対策について、基本的な事項を記載したもの
■災害対応マニュアル編	市職員	行政の災害時の応急対策の手順等を具体的に記載したもの
■資料編 様式集 資料集 関連計画集	市職員	様式、規則・条例・要綱、各種基準、データ、防災関連計画等

第3節 計画の運用

1 計画の修正

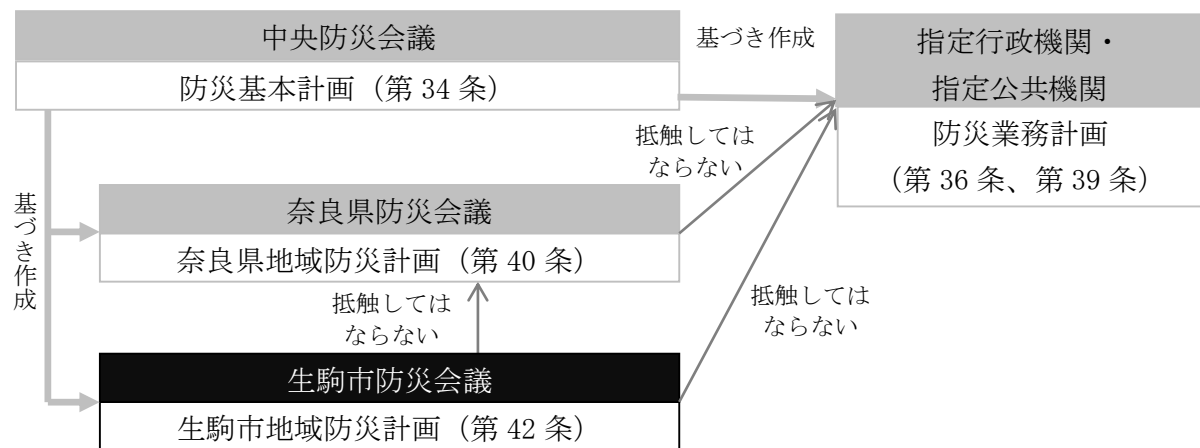
生駒市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年度、この計画について検討を加え、必要に応じて修正する。また、修正したときは、同法第42条第5項の規定により、奈良県知事に報告するとともに、市民等にその要旨を公表する。

2 他の計画との整合性

この計画は、本市における災害対策全般に関し、基本的、総合的な性格をもつもので、防災に関する各種の計画を含む。

また、防災基本計画に基づき作成し、防災業務計画や奈良県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

■災害対策基本法に定められる地域防災計画の体系



3 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行にあたって、市、防災関係機関それぞれが責務を十分に果たせるよう平常時から研究・訓練等により、この計画の習熟に努める。

また、市民に対しては、特に必要な事項について広報活動に努める。

4 地区防災計画の運用

生駒市防災会議は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

地区防災計画を定めた地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

なお、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定める。

第4節 計画の使い方

1 本計画の使い方

計画本編は、幅広い市民や市長や副市長等の災害対策の意思決定者を主要な読者として想定し、策定した。

そのため、計画本編の掲載内容はできるだけ簡素化し、具体的な活動内容や基準等は、災害対応マニュアル編や資料編に委ねて編集している。

したがって、市職員は、事前に本編を通読し、本市の災害への備え、全庁及び自らの所属部における災害対応の全体の流れについて理解するとともに、災害発生時には、自らが所属する班が行うべき災害対応を確認し、別冊の「災害対応マニュアル編」及び「資料編」に従って災害対応を取り行うものとする。

2 構成の考え方

(1) 総則

本計画の目的、構成、運用、使い方、基本方針や計画の前提条件となる本市の現況と災害特性等を記述した。

また、各職員の実施業務が一目で分かるよう、部ごとに「事務分掌一覧」として整理し、具体的な内容は第3部及び災害対応マニュアル編を参照する構成とした。

(2) 災害予防計画

災害に備えて日頃より実施すべき予防対策について、「市民の防災力を高めるための対策」、「行政の災害対応能力を高めるための対策」、「様々な災害に対応するために必要な対策」の3つのテーマに分類して、章の構成とした。

また、各節立てごとに現状、課題、基本方針を記述し、予防対策ごとに実施主体を明記した。

(3) 災害応急対策計画

災害発生のおそれがある、又は災害が発生したあとの応急対策について、おおむね時間経過に応じて、「災害対応の体制」、「災害対応のコーディネート」、「生命を守るための対策」、「生活を守るための対策」、「復旧への足がかり」の5つのテーマに分類して、章の構成とした。

また、各応急対策については、「いつ、誰が、どのような業務」を実施すべきかが分かるよう、業務実施時期の目安、担当部、実施内容を整理した。

(4) 災害復旧・復興計画

災害発生からおおむね3日以上経過したあとの復旧・復興期の対策について、「公共施設の災害復旧」、「企業等の支援」、「被災者の支援」、「復興」の4つのテーマに分類して、章の構成とした。

なお、各章の基本構成は、災害応急対策計画の節立てと同様とした。

■災害対策本部の事務分掌

部・班	構成課	所掌事務
本部事務局	秘書企画課	気象・水位等の情報収集（p52）
	広報広聴課	職員の配備・動員（p52、p54、p56、p57）
	人事課	災害警戒本部の設置・運営・閉鎖（p53、p54）
		災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p53、p54）
	総務課	緊急初動体制（p54）
		原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖（p56）
	防災安全課	拠点避難所等の開設・運営・閉鎖（p56）
		事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p57）
	消費生活センター	通信手段の確保（p59）
		情報の収集、整理（p59）
	契約検査課	情報の伝達、報告（p60）
		市民への情報発信・広報（p60）
	選挙管理委員会事務局	緊急輸送手段の確保（p61）
		緊急輸送（p61）
	財政経営課	応援の要請・要求（p62）
		受入れ体制の確保（p62）
	議会事務局	支援ニーズの把握（p63）
		災害支援対策本部の設置（p63）
	監査委員事務局	支援の実施（p63）
		災害救助法の適用申請（p64）
	市民活動推進課（兼任）	災害救助法に基づく救助の実施（p64）
		救助実施状況の報告（p64）
	市民活動推進センター（兼任）	避難勧告等の発令（p66）
		避難誘導（p66）
		警戒区域の設定（p66）
		帰宅困難者対策（p66）
		事故対応の連絡調整（p70）
		事故対応の被害拡大防止措置（p70）
		災害時要援護者への情報伝達・避難誘導・安否確認（p74）
		行方不明者の捜索（p75）
		電気の応急復旧（p78）
		電話・通信の応急復旧（p79）
		都市ガスの応急復旧（p79）
		鉄道の応急復旧（p79）
		応急仮設住宅の設置（p81）
		ボランティアの派遣要請（p84）
		資金計画（p89）
		被災者の生活支援（p91）
		復旧・復興対策体制の整備（p92）
		復旧・復興計画の策定（p92）
		復旧・復興事業の実施（p92）
		災害における教訓の継承・発信（p92）
救援衛生部	市民活動推進課（兼任）	職員の配備・動員（p52、p54、p56、p57）
	市民活動推進センター（兼任）	災害警戒本部の設置・運営・閉鎖（p53、p54）
		災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p53、p54）
		緊急初動体制（p54）
		原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖（p56）
	環境モデル都市推進課	事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p57）
		情報の収集、整理（p59）
	商工観光課	情報の伝達、報告（p60）
		物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保（p61）
	農林課	災害支援対策本部の設置（p63）
		支援の実施（p63）
	農業委員会事務局	警戒区域の設定（p66）
		水防活動（p67）
	いこまの魅力創造課	公共土木施設等の応急措置（p69）
		事故対応の連絡調整（p70）
	市民課	事故対応の被害拡大防止措置（p70）
		食料、生活必需品の供給（p73）
	課税課	災害時要援護者の避難生活支援（p74）
		遺体の収容（p75）
	人権施策課	遺体の処理及び火葬（p75）
		愛玩動物の収容対策（p76）
	人権文化センター	災害廃棄物の処理（p77）
		生活ごみ・粗大ごみ等の処理（p77）
	男女共同参画プラザ	し尿処理（p77）
		義援金・救援物資の募集（p85）
	環境保全課	義援金・救援物資の受付及び保管（p85）
		義援金・救援物資の配分及び配布（p85）
	清掃リレーセンター	所管施設に係る災害復旧事業に関する計画（p89）
	学校給食センター（兼任）	

部・班	構成課	所掌事務
医療福祉部 [医療防疫班] [福祉班]	高齢施策課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 保護課 介護保険課 健康課 地域医療課 国保医療課 市立病院 社会福祉協議会	激甚災害の指定に関する計画 (p89)
		資金計画 (p89)
		農林業災害復旧資金の相談、斡旋 (p90)
		中小企業の再建資金の相談、斡旋 (p90)
		罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成 (p91)
		被災者の生活支援 (p91)
		復旧・復興事業の実施 (p92)
		職員の配備・動員 (p52、p54、p56、p57)
		災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 (p53、p54)
		災害対策本部の設置・運営・閉鎖 (p53、p54)
		緊急初動体制 (p54)
		救護所の開設・運営・閉鎖 (p55)
		原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 (p56)
		事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖 (p57)
		情報の収集、整理 (p59)
		情報の伝達、報告 (p60)
		災害支援対策本部の設置 (p63)
		支援の実施 (p63)
		応急医療体制の確保 (p68)
		後方医療活動 (p68)
		医療・救急資機材の確保 (p68)
		事故対応の連絡調整 (p70)
		事故対応の被害拡大防止措置 (p70)
		福祉避難所の開設・運営・閉鎖 (p72)
		食料、生活必需品の供給 (p73)
		災害時要援護者への情報伝達・避難誘導・安否確認 (p74)
		災害時要援護者のニーズの把握 (p74)
		災害時要援護者の避難生活支援 (p74)
		遺体の処理及び火葬 (p75)
		防疫活動 (p76)
		被災者の健康維持活動 (p76)
		災害ボランティアセンターの設置 (p84)
		ボランティアの受入れ (p84)
		ボランティアの派遣要請等 (p84)
		義援金・救援物資の募集 (p85)
		義援金・救援物資の受付及び保管 (p85)
		義援金・救援物資の配分及び配布 (p85)
		所管施設に係る災害復旧事業に関する計画 (p89)
		激甚災害の指定に関する計画 (p89)
		資金計画 (p89)
		被災者の生活支援 (p91)
		復旧・復興事業の実施 (p92)
水道部 [下水道班] [水道班]	下水道課 竜田川浄化センター 上下水道部総務課 工務課 浄水場	職員の配備・動員 (p52、p54、p56、p57)
		災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 (p53、p54)
		災害対策本部の設置・運営・閉鎖 (p53、p54)
		緊急初動体制 (p54)
		原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 (p56)
		事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖 (p57)
		情報の収集、整理 (p59)
		情報の伝達、報告 (p60)
		災害支援対策本部の設置 (p63)
		支援の実施 (p63)
		事故対応の連絡調整 (p70)
		事故対応の被害拡大防止措置 (p70)
		飲料水の供給 (p73)
		上・下水道施設の応急復旧 (p78)
		所管施設に係る災害復旧事業に関する計画 (p89)
		激甚災害の指定に関する計画 (p89)
		資金計画 (p89)
		被災者の生活支援 (p91)
		復旧・復興事業の実施 (p92)
土木部 [土木班] [建築班]	管理課 事業計画課 土木課 営繕課 都市計画課 学研推進室	気象・水位等の情報収集 (p52)
		職員の配備・動員 (p52、p54、p56、p57)
		災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 (p53、p54)
		災害対策本部の設置・運営・閉鎖 (p53、p54)
		緊急初動体制 (p54)
		原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 (p56)
		事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖 (p57)
		情報の収集、整理 (p59)
		情報の伝達、報告 (p60)
		物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保 (p61)
		災害支援対策本部の設置 (p63)

部・班	構成課	所掌事務
	住宅政策室 建築課 みどり公園課 花のまちづくりセンター	支援の実施（p63） 水防活動（p67） 公共土木施設等の応急措置（p69） 土砂災害対策（p69） 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定（p69） 事故対応の連絡調整（p70） 事故対応の被害拡大防止措置（p70） がれき等の処理（p77） 応急仮設住宅の設置（p81） 住宅の応急修理（p81） 住宅障害物の除去（p81） その他住宅応急対策（p81） 所管施設に係る災害復旧事業に関する計画（p89） 激甚災害の指定に関する計画（p89） 資金計画（p89） 被災者の生活支援（p92） 復旧・復興事業の実施（p92）
教育部 [避難所・学校班] [避難所・社会教育班]	教育総務課 教育指導課 学校給食センター(兼任) こども課 保育園 幼稚園 子育て支援総合センター こどもサポートセンター 生涯学習課 図書館 図書館南分館 図書館北分館 生駒駅前図書室 スポーツ振興課	職員の配備・動員（p52、p54、p56、p57） 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖（p53、p54） 災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p53、p54） 緊急初動体制（p54） 避難所の開設・運営・閉鎖（p55、72） 地区連絡所の開設・運営・閉鎖（p55） 原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖（p56） 拠点避難所等の開設・運営・閉鎖（p56） 事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p57） 情報の収集、整理（p59） 情報の伝達、報告（p60） 災害支援対策本部の設置（p63） 支援の実施（p63） 事故対応の連絡調整（p70） 事故対応の被害拡大防止措置（p70） 児童・生徒等の安全確保（p82） 施設の応急復旧（p82） 応急教育・応急保育（p82） 児童・生徒等に対する援助（p82） 文化財の被害調査（p83） 文化財の応急復旧（p83） 所管施設に係る災害復旧事業に関する計画（p89） 激甚災害の指定に関する計画（p89） 資金計画（p89） 被災者の生活支援（p92） 復旧・復興事業の実施（p92）
消防部 [消防庶務班] [消防情報班] [消防統括指揮班] [災害活動班]	消防本部総務課 消防本部予防課 消防本部警防課 消防署	気象・水位等の情報収集（p52） 職員の配備・動員（p52、p54、p56、p57） 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖（p53、p54） 災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p53、p54） 緊急初動体制（p54） 原子力警戒本部の設置・運営・閉鎖（p56） 事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p57） 情報の収集、整理（p59） 情報の伝達、報告（p60） 緊急輸送手段の確保（p61） 応援の要請・要求（p62） 受入れ体制の確保（p62） 災害支援対策本部の設置（p63） 支援の実施（p63） 避難勧告等の発令（p66） 避難誘導（p66） 警戒区域の設定（p66） 消火・救助・救急活動（p67） 水防活動（p67） 応急医療体制の確保（p68） 後方医療活動（p68） その他危険物施設等の応急措置（p69） 事故対応の連絡調整（p70） 事故対応の被害拡大防止措置（p70） 行方不明者の捜索（p75） 復旧・復興事業の実施（p92）
避難所自動参集職員		緊急避難場所・避難所の開設・運営・閉鎖（p55、72） 地区連絡所の開設・運営・閉鎖（p55）

第2章 生駒市の概況と災害特性

第1節 現況

市は、京阪奈に囲まれた近畿のほぼ中央に位置し、京都府の京田辺市、精華町、奈良県の奈良市、大和郡山市、斑鳩町、平群町、大阪府の東大阪市、大東市、四條畷市、交野市、枚方市に接している。

面積は 53.15 km² であり、東西 7.8 km、南北 14.9 km の南北に細長い形状を示している。

1 自然特性

(1) 気象

本市は、気候区分では、瀬戸内気候区に属するため、年間を通して雨量が少なく、夏も冬も比較的温暖的な地域で晴れの日が多い。主な気象概況を以下に示す。

- 年間平均気温は 15℃前後で、日最高気温の月別平均は 8 月が最も高く約 28℃、日最低気温の月別平均は 12～1 月が最も低く約 4～5℃である。
- 冬季（11～3 月）は奈良や大阪とほぼ変わらず、少雨で積雪も少ない。
- 年間降水量は 1,500mm 前後で、多雨期の 6～9 月に降雨が集中する。
- 風は概して弱く、特に夜間の晴天時は無風状態になることが多いが、晩秋から初春にかけておろし風のやや強い西風が吹く。

(2) 地形・地質

市域は、西の生駒山地、東の矢田丘陵・西の京丘陵に囲まれた土地である。また、富雄川、竜田川、山田川、天野川の最上流部に位置し、河川形状は掘込構造になっている。

地質的には、生駒山地、矢田丘陵は第三紀の花崗岩類よりなるが、それよりも低い丘陵地は、新生代洪積世に形成された大阪層群の礫、砂、粘土層からなっている。

また、河川沿いの低地は、概ね新生代沖積世に形成された未固結の礫・砂・泥からなっている。

住宅の多くは、これら河川沿いの扇状地性低地上に形成されてきたが、近年は丘陵地上の住宅開発も進んでいる。

(3) 防災上の留意点

自然特性から、夏季には、集中豪雨に伴い、低地では洪水害、山麓地では土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）等が発生する可能性がある。

一方、竜巻等の突風災害や豪雪災害は、発生頻度は低いものの、過去には、室戸台風（昭和 9 年）に伴う強風により、小学校が倒壊した記録が残されている。

また、生駒山地には、活断層の存在が確認されており、発生頻度は低いものの、近傍の活断層を震源とする大地震が発生した場合は、大きな被害を受ける可能性がある。

なお、海岸に面しておらず、高潮、津波等の影響を受けることはない。

また、最も近距離にある活火山は、長野県と岐阜県の県境にある御嶽山であり、市域から概ね 200km の距離にあるため、噴火の影響を受けることはない。

2 社会特性

(1) 人口

本市の人口は、約 12 万人、5 万世帯（平成 31 年 2 月 1 日現在）となっており、大阪大都市圏のベッドタウンとして発展してきた町である。

推計人口については、今後ゆるやかに減少すると予想されている。

また、年齢別人口構成における高齢人口比率は、約 25%（平成 31 年 2 月 1 日現在）であり、県平均と比べると低い、平成 38 年には、30%を超えることが予想されている。

なお、流出人口が 41,999 人、流入人口が 15,624 人（平成 27 年度国勢調査）であり、昼間は人口の約 36%が市外へ出ている。

(2) 土地利用

本市は、地目別土地面積では、宅地が約 36%、山林が約 33%、田・畑が約 23%の順に占める割合が高い（平成 29 年 1 月 1 日現在）。

また、本市は全域が都市計画区域に指定されており、そのうちの約 40%が市街化区域に指定されている。

なお、人口集中地区は、13.6km²（平成 27 年度国勢調査）と市域の約 25%を占めており、近年拡大している。

(3) 交通体系

本市の幹線道路は、北部を東西に通る国道 163 号と中北部を南北に通る県道枚方大和郡山線、中央部を南北に通る国道 168 号、そして南部を東西に通る国道 308 号、阪奈道路、第二阪奈道路があり、格子状にネットワークを形成している。

鉄道は、生駒駅を中心に、近畿日本鉄道(株)の各路線として、東西に奈良線、けいはんな線が通り、南へ生駒線が伸びており、また、生駒山頂へ生駒ケーブルが通っている。

バスは、生駒駅前を主要バスターミナルとして、市域にバス路線が整備されている。

(4) 防災上の留意点

古くから形成された集落では、大規模地震発生時には、強い揺れによる建物倒壊、また、木造住宅の密集、道路狭小などによる火災の拡大により、被害が甚大になる可能性がある。

一方、住宅都市として発展してきた本市は、今後、急速な高齢化の進行等が予想されるため、地域の防災力の低下に留意が必要である。

その他、防災に関連する主な社会特性を以下に示す。

- ☐ 鉄道、高速道路（第二阪奈道路）は、生駒山を貫く長いトンネルで大阪府と結ばれている。
- ☐ 水防法に規定される地下街や大規模工場等は市域にない。
- ☐ 最も近距離にある原子力発電所は、福井県にある高浜発電所であり、市域最北端から約 88km の距離にある。

第2節 風水害特性

1 既往災害

本市に人的被害をもたらした風水害は、生駒市誌等の記録で確認できるものでは、次の6例があり、梅雨前線に伴う集中豪雨や台風によるものであった。

種別 (発生年月日)	市内の 人的被害	市内の 家屋被害	摘要
室戸台風 (昭和9年9月21日)	死者6名 重軽傷者14名	不明	台風に伴う強風により、北倭第四尋常小学校が倒壊し、児童6名が死亡。
第2室戸台風 (昭和36年9月16日)	重軽傷者66名	全壊169戸 半壊162戸	県内の死亡事例はいずれも強風に伴う建物倒壊が原因であった。
集中豪雨 (昭和41年7月2日)	死者2名 重傷者1名	全壊3戸 半壊3戸	梅雨前線が低気圧を刺激して発生した大雨に伴う土砂災害。
昭和47年7月豪雨 (昭和47年7月11～14日)	軽傷者1名	全壊3戸 半壊4戸	南下する梅雨前線を台風が刺激して発生した大雨に伴う洪水害。
平成29年台風21号 (平成29年10月22日)	重傷者1名	全壊なし 半壊なし	強風にあおられ転倒。
平成30年台風21号 (平成30年9月4日)	軽傷者1名	全壊なし 半壊なし	自転車運行中転倒。

なお、近年、人的被害に至らずとも、家屋に浸水被害をもたらした主な風水害の状況等については、資料集に示す。

→ 資料集 1-1-1 生駒市で発生した主な風水害

2 風水害

水害は、その災害の形態により、洪水害、土砂災害等に分類される。

その特性、発生地域、誘因、関係する主な気象現象は、次に示す通りである。

災害の種類		特性	発生地域	誘因	関係する主な 気象現象
洪水害	外水氾濫	河川の堤防から水が溢れ出し（溢流・破堤などにより）浸水する。	河川の中・下流域	大雨 融雪	台風、低気圧、前線
	内水氾濫	河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨等により市街地の排水が困難になり浸水する。	河川の中・下流域の堤内地や低地あるいは開発が進んでいる丘陵地や台地内の低地	大雨 融雪	台風、低気圧、前線
土砂災害	斜面崩壊	斜面を構成する物質が降雨等により安定を失い、突発的に崩落する。	丘陵、台地、山地の斜面	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、 雷雨
	地すべり	斜面崩壊よりも大規模・継続的で、徐々に斜面下方へ滑動する。	第三紀層、変成岩、火山性変質岩地等比較的緩傾斜地	長雨 大雨 融雪	低気圧、前線
	土石流	水と土石（石・砂・泥）が一体となって、高速で溪床を流下する。	山地の溪床	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、 雷雨
風害		強風による風圧で発生する。		強風	台風、低気圧、前線、 竜巻

本市には、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるとして、県が水位周知河川に指定した竜田川と富雄川がある。

また、近年は、全国的に局地的大雨（ゲリラ豪雨）が多発しており、側溝・下水道や排水路が水をさばききれなくなり、また、河川の水が逆流するなどして浸水してしまう内水氾濫が増加傾向にある。

さらに、山地、丘陵地に囲まれている地勢から、土砂災害の潜在的なリスクは高いものの、生

駒山地の本市側の斜面が比較的緩やかな勾配であること、矢田丘陵はやや急勾配であるが比較的標高が低いことから、過去に甚大な土砂災害は確認されていない。

第3節 地震災害特性

1 既往地震災害

本市周辺において発生した被害地震記録について、観測記録、古文書等を基に整理すると、その特徴により活断層地震と海溝型地震に分類することができる。

整理した既往地震災害の発生日時、地震の規模等については、資料集に示す。

→ 資料集 1-1-2 生駒市周辺で発生した主な地震災害及び南海トラフで発生した主な地震

→ 資料集 1-1-3 生駒市周辺で発生した被害地震位置図

2 活断層分布

活断層地震を引き起こす要因は、第四紀（180 万年前～現在）または第四紀後半（数十万年前～現在）に繰り返し活動し、将来も活動する可能性があるとして推定される断層であり、本市周辺にも存在が確認されている。

3 地震発生確率

文部科学省に設置された地震調査研究推進本部は、日本の主要な活断層で発生する地震や海溝型地震を対象に、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した「地震発生可能性の長期評価」（長期評価）を公表している。

このうち、本市に強い影響をもたらすと想定される地震の発生確率は、以下表に示す通りである。

断層名または 領域・地震名	長期評価で予想された地震 規模（マグニチュード）	地震発生確率※			
		10 年以内	30 年以内	50 年以内	100 年以内
生駒断層帯	7.0～7.5 程度	—	ほぼ 0～0.1%	ほぼ 0～0.3%	ほぼ 0～0.6%
奈良盆地東縁断層帯	7.4 程度	—	ほぼ 0～5%	ほぼ 0～7%	ほぼ 0～10%
南海トラフ	8～9 クラス	20%程度	70%程度	90%程度	—

※歴史記録や調査研究等から分かった過去の地震活動記録を統計的に処理し、「今後ある一定期間内に地震が発生する可能性」を確率で表現した値。

引用：地震調査研究推進本部資料（算定基準日：平成 27 年 1 月 1 日）

第4節 その他の災害特性

災害対策基本法では、風水害や地震災害等の異常な自然現象の他にも、「大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」についても「災害」として定義している。

本市では、その他の災害として、大規模火災（市街地火災、施設火災、林野火災、トンネル火災）、危険物等の事故（石油類、火薬、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等）、重大事故（自動車事故、鉄道事故、雑踏事故、原子力発電所事故、航空機事故、大規模停電、大規模な水道事故等）を計画対象とする。

第3章 被害想定

第1節 災害の想定における基本的な考え方

1 風水害の想定における基本的な考え方

一般的に風水害に対しては、流域の規模・資産等に応じた施設整備（ハード対策）の目標が定められており、また地震対策に比べて治水対策には長い歴史と経験があり、これに向けた施設の整備が順次進められている。

しかし、近年みられる想定を超えた災害の発生に伴い、施設による防御能力を超えるような氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もあり、現段階において、具体的かつ定量的な被害予測は困難な状況である。

したがって、本計画では、風水害に対しては、県が指定する浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を被害が想定される地域とみなすことを基本としつつも、近年の気象変動により、現に災害の発生した地域及び災害の発生する可能性がある地域についても対策を推進することとする。

2 地震災害の想定における基本的な考え方

防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する」ことが示されている。

また、「被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする」とされている。

したがって、地震災害については、内閣府や地震調査研究推進本部が示している現時点の最新の科学的知見に基づき、被害を想定し、想定被害量に応じた具体的な対策を推進することとする。

第2節 風水害の被害想定

県は、水防法の規定に基づき洪水によって相当な被害が生じるおそれがある河川について、大雨によって氾濫したときに浸水が想定される区域とその水深を公表している。

竜田川、富雄川はいずれも市域に源流があり、勾配が比較的急であるため、浸水想定区域は、河川屈曲部等局所的であるが、南部の特に近鉄南生駒駅周辺では、浸水深が2.0m以上になると想定される地域もある。

また、県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を推進し、その区域等を公表している。

→ 資料集 1-2-1 市内河川の浸水想定区域

→ 資料集 1-2-2 市内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

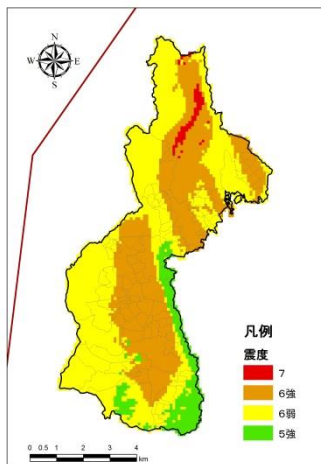
第3節 地震災害の被害想定

1 活断層型地震

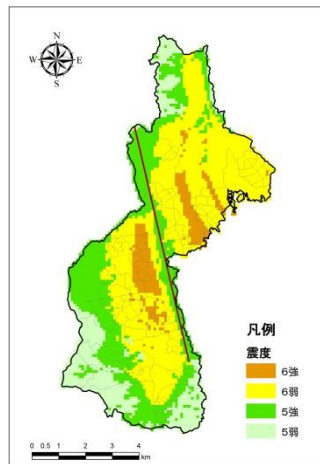
(1) 想定地震

本計画で被害を想定する活断層型地震は、本市周辺における被害地震の履歴及び活断層の分布を踏まえ、生駒断層帯、矢田断層、奈良盆地東縁断層帯とした。

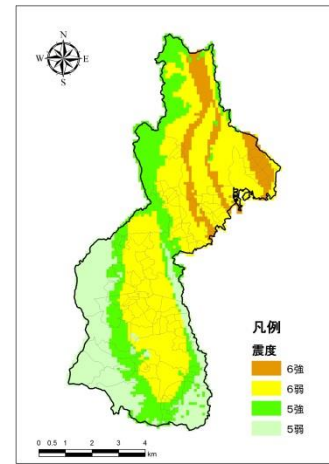
生駒断層帯の場合、一部地域で震度7、住宅が集中する低地は大半が震度6強と想定される。また、矢田断層、奈良盆地東縁断層帯は、住宅が集中する低地は大半が震度6弱で河川沿いなどでは一部震度6強になる地域があると想定される。



生駒断層帯



矢田断層



奈良盆地東縁断層帯

→ 資料集 1-3-1 想定地震の震源及び想定条件

→ 資料集 1-3-2 地震被害の想定方法

(2) 想定される地震被害

想定した3地震の被害想定結果の概況を以下に示した。

生駒断層帯の地震では、最も被害が大きく、1万棟を超える建物被害、3万人を超える罹災者が発生することが想定される。

区分	項目		単位	生駒断層帯	矢田断層	奈良盆地東縁断層帯
建物被害	木造	全壊	棟	4,590	1,028	807
		半壊	棟	6,142	3,720	3,094
	非木造	全壊	棟	755	396	372
		半壊	棟	1,373	733	668
	小計	全壊	棟	5,345	1,425	1,179
		半壊	棟	7,515	4,452	3,762
出火被害	残出火数		件	17 (5)	4 (0)	3 (0)
	焼失棟数		棟	297 (63)	57 (0)	40 (0)
人的被害	死者		人	204 (288)	29 (42)	19 (28)
	負傷者		人	1,537 (2,106)	537 (772)	423 (600)
	罹災者		人	32,820 (32,203)	14,985 (14,832)	12,213 (12,104)
	避難所生活者		人	10,839 (10,635)	4,949 (4,898)	4,033 (3,997)
ライフライン被害	断水率(直後)		%	82.3	54.2	48.6
	下水道支障率(直後)		%	26.7	23.2	22.6
	停電率※(直後)		%	89.6	61.7	49.1
	断線に伴う電話不通率※(直後)		%	13.2	7.9	2.4
	ガス支障率(直後)		%	76.7	36.9	9.6

注) 本表は冬の夕方を想定(カッコ内は、死者が最大となる冬の深夜を想定した場合の値)

計算手法は中央防災会議(2013)に準じる(ただし、※印は中央防災会議(2003)の手法を採用)

なお、「残出火数」とは、建物倒壊等に伴い発生する炎上出火件数から、消防運用等による消火可能件数を差し引いた件数を指している。

2 海溝型地震

(1) 想定地震

内閣府は、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生し得る最大クラスの地震・津波を推計している。(想定される地震規模：マグニチュード9.1)

南海トラフで発生する地震は、多様な震源、パターンで検討されているが、奈良県及び本市に最も影響を及ぼすケースは、震源域を陸側ケースに設定した場合となっている。

この場合、本市は、全域で震度6弱の揺れになると想定される。

→ 資料集 1-3-3 南海トラフ地震の震源域及び想定条件

(2) 想定される地震被害

内閣府が想定した地震動結果を使用し、南海トラフ巨大地震が陸側ケースで発生した場合の本市における被害想定結果の概況を以下に示した。

本市においては、生駒断層帯の地震には及ばないが、矢田断層、奈良盆地東縁断層帯と同等の被害が発生することが想定される。

なお、県全体では、死者数は約1,700人、建物全壊棟数は約47,000棟と想定されており、県内の約7割の市町に震度6強の揺れが発生することが想定されている。

区分	項目	単位	南海トラフ巨大地震
建物被害	木造	全壊	棟 864
		半壊	棟 3,839
	非木造	全壊	棟 382
		半壊	棟 716
	小計	全壊	棟 1,246
		半壊	棟 4,555
出火被害	残出火数		件 2 (0)
	焼失棟数		棟 20 (0)
人的被害	死者		人 21 (31)
	負傷者		人 528 (757)
	罹災者		人 14,505 (14,452)
	避難所生活者		人 4,790 (4,773)
ライフライン被害	断水率(直後)		% 54.7
	下水道支障率(直後)		% 22.5
	停電率(直後)		% 58.2
	断線に伴う電話不通率(直後)		% 0.0
	ガス支障率(直後)		% 35.6

3 地震被害想定のおまとめ

被害想定結果をもとに、次の地震の被災シナリオを作成し、計画の参考とする。

想定地震	被災シナリオ作成理由
生駒断層帯	・ 想定される被害量が最大
南海トラフ巨大地震	・ 相当の被害が発生するとともに、被害は広域にわたり、県や他自治体からの応援が得られにくい状況となる ・ 地震発生確率が高い

→ 資料集 1-3-4 想定地震の被災シナリオ

第4章 生駒市の防災に関する基本的な考え方

第1節 防災に関する基本方針

本市の防災は、災害対策基本法第2条の2に示される基本理念を踏まえるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、次に掲げる事項を基本とする。

- 減災の考え方に基づく防災施策を推進する
- 自助、共助、公助の役割分担による防災施策を推進する
- 災害から人命を守る防災施策を推進する
- 大規模広域災害を想定した防災施策を推進する

第2節 防災施策の大綱

市は、基本方針に基づき、国、県、個人や家庭、地域、企業・事業所（以下、「企業等」という）、団体、防災関係機関等、社会の様々な主体と連携して、日常的に減災のための行動と投資を継続的に行い、特に次の防災施策を重点的に実施していく。

1 減災の考え方に基づく防災施策の推進

（1）防災拠点、緊急輸送道路を計画的に整備する

- ☐ 防災拠点における資機材等の整備
- ☐ 緊急輸送道路上の橋梁の優先的な耐震化
- ☐ 防災拠点の代替機能の検討

（2）住宅の耐震化を推進し、地震に強いまちづくりを推進する

- ☐ 生駒市耐震改修促進計画の推進
- ☐ 耐震診断補助事業の実施
- ☐ 耐震改修補助事業の実施
- ☐ 耐震化に向けた啓発活動の継続

2 自助、共助、公助の役割分担による防災施策の推進

（1）自治会及び自主防災会の強化を推進し、地域の防災力を高める

- ☐ 自主防災会の結成促進・活性化
- ☐ 自主防災活動への男女共同参画の推進
- ☐ 防災意識の啓発、防災知識の普及
- ☐ 地区防災計画の策定支援

（2）企業防災を促進し、地域の防災力を高める

- ☐ 企業等の地域活動への参加促進
- ☐ 企業等の事業継続計画（BCP）作成に関する支援
- ☐ 各種防災訓練に関する支援
- ☐ 優良企業表彰、企業等の防災に係る取組みの積極的評価

3 災害から人命を守る防災施策の推進

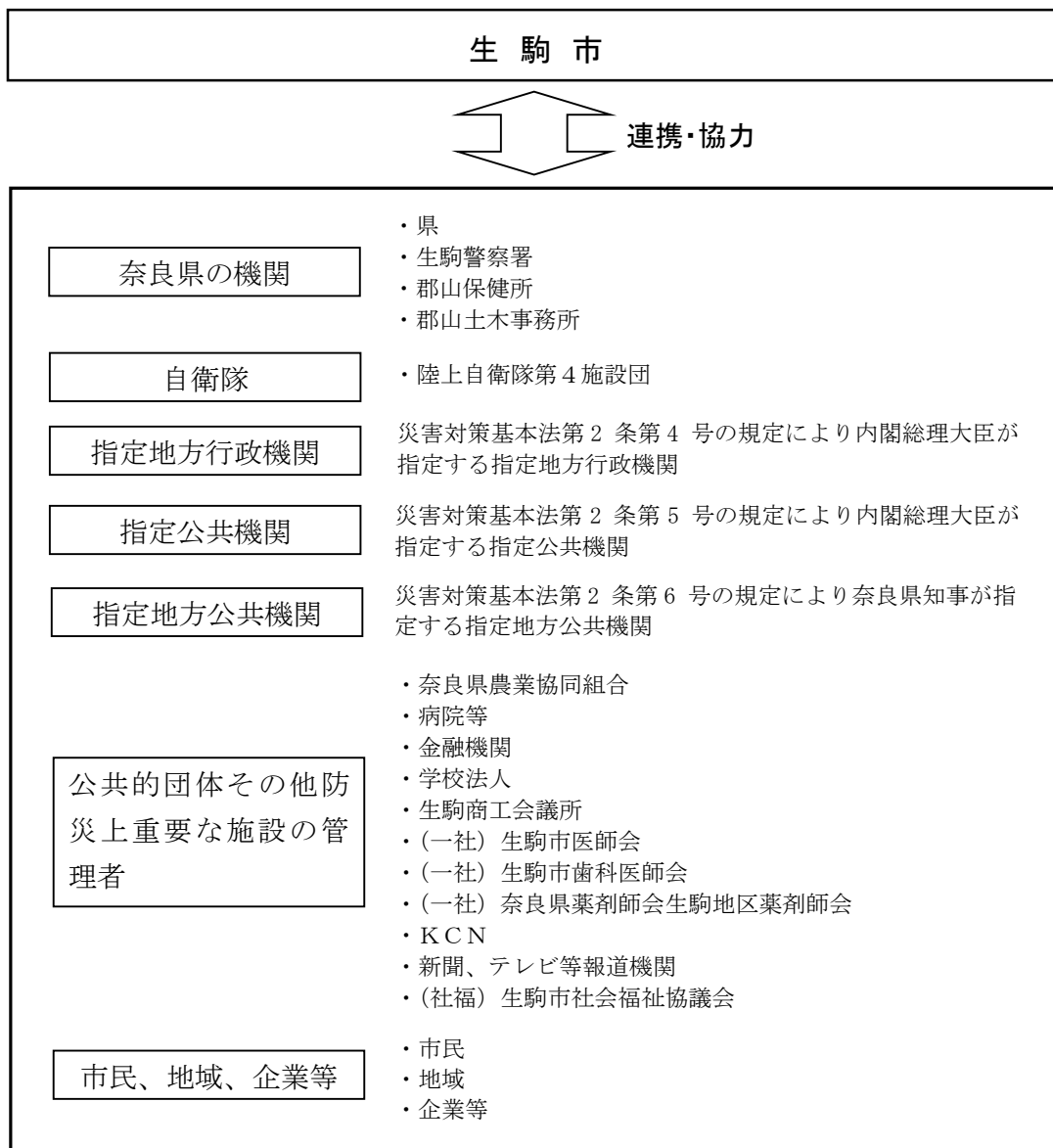
- (1) 避難体制を整備し、災害から市民を守る
 - ☐ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備
 - ☐ 総合防災マップ等によるハザード及び指定避難所等の情報提供
 - ☐ 避難勧告等の判断・伝達基準の明確化
 - ☐ 災害や避難に関する情報伝達手段の多様化
- (2) 災害時要援護者の避難支援体制を整備し、災害から災害時要援護者を守る
 - ☐ 生駒市災害時要援護者避難支援プランの推進
 - ☐ 福祉避難所の整備
 - ☐ 災害時要援護者が参画する避難訓練の実施
- (3) 安全で快適な避難所を整備する
 - ☐ 避難所として快適で安全な施設の整備
 - ☐ 避難所の設備等の改善
 - ☐ 避難所開設・運営マニュアルの作成
 - ☐ 男女双方や災害時要援護者の視点に配慮した避難所環境の整備

4 大規模広域災害を想定した防災施策の推進

- (1) 自立的な災害対応力を強化する
 - ☐ 動員体制や各職員の役割分担の明確化による災害対策本部の機能強化
 - ☐ 市の業務継続計画（BCP）の策定・運用
 - ☐ 防災関係機関との連携強化
- (2) 広域災害に対応した自治体支援や被災者支援体制を整備する
 - ☐ 他市町村との広域的な応援体制の確立
 - ☐ 企業等との応援協定締結の推進
 - ☐ 災害時帰宅困難者対策の実施
 - ☐ 応援・受援計画の作成

第5章 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

市は、地域や市民の生命及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び市民の協力を得て防災活動を実施する。



なお、防災に関し、市及び県、その他防災関係機関がそれぞれ処理すべき事務または業務は資料集に示す。

→ 資料集3-1-1 生駒市及び防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

第2部 災害予防計画

第1章 市民の防災力の向上

第1節 防災知識の普及

現状	市民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙、ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育等、様々な方法で、防災に関する情報を提供し、市民の防災意識の高揚を図っている。
課題	市民一人一人が危機感を持ち、災害に備え、防災・減災に取り組むことが重要である。
基本方針	平時からの市民に対する防災知識の普及・啓発はもとより、学校や職場においても防災教育を推進し、多様な方法で防災意識の啓発と知識の向上を図ることにより、地域防災力を高める。

1 市民に対する普及啓発	総務部、消防本部
市は、市民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に関する情報を提供し、市民の防災意識の醸成を図るための啓発活動を実施する。 また、防災用品の紹介等を行い、各家庭での家具の転倒防止策や家庭内備蓄を推進する。	
2 防災関係機関の職員に対する防災教育	防災関係機関
防災関係機関は、それぞれの業務を通じ、また、講習会、研修会、防災訓練見学、現地調査、印刷物の配布等により、職員の防災教育を実施する。	
3 防災管理者を必要とする施設に対する防災教育	消防本部
市は、法令の規定による防災に関する責務を有する施設に対し、防災管理者の資格取得を指導し、施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。 防災管理者は、自衛の消防組織の確立、施設の維持管理、防災管理上必要となる教育及び訓練を実施するための防災計画を作成し、周知徹底を図る。	
4 児童、生徒等に対する防災教育	教育振興部
市は、教職員、児童・生徒及び園児に対し、防災教育を実施する。	
5 防災知識等の習得	市民
市民は、市等が開催する研修会や訓練等に積極的に参加するとともに、家庭・地域等で防災知識等の習得に努める。	

第2節 自主防災会の育成

現状	平成30年8月1日現在、市内127自治会のうち122の自治会で自主防災会が結成されている。
課題	災害時は、隣近所で協力して消火・救出活動、子どもや災害時要援護者の避難誘導を行うなど地域コミュニティでの共助が重要である。しかしながら、住民の価値観の多様化や核家族化の進行に伴い、地域のコミュニティ意識が希薄になっている。
基本方針	コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、自主防災会の育成に努める。 また、自主防災会の運営や活動には、女性をはじめあらゆる立場の人々が積極的に参画できるよう意識改革や参画促進に向けた取組みを推進する。

1 自主防災会結成の促進	総務部
市は、災害対策用資機材の購入に対しての補助を行うことなどにより自主防災会の結成を促進し、地域防災力の向上を図る。	
2 自主防災会の育成	総務部、消防本部
市は、防災に関する訓練、講座、説明会等への職員派遣等により、防災に関する様々な情報を提供し、自主防災会に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。	
3 自主防災会の防災活動	自主防災会
自主防災会は、市と十分協議の上、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、訓練の開催等を通じ、住民同士のコミュニケーションを深め、助け合える地盤をつくる活動を行う。 また、活動は、消防団、近隣の自主防災会、地域の企業等をはじめ、婦人会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療施設、社会福祉施設等地域の様々な団体との連携に努めるとともに、女性や若年層、昼間市外へ通勤通学する市民の参画を推進する。	
4 防災リーダーの育成と活用	総務部、消防本部
市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行うことができる、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの育成と活用に努める。	
5 地域防災への貢献	市民
市民は、自主防災会に積極的に参加し、地域防災に貢献するよう努める。	

第3節 防災訓練の実施

現状	大規模地震や風水害による被害を想定し、総合防災訓練をはじめ、災害図上訓練、地域実働防災訓練、災害時徒歩帰宅訓練等、様々な訓練を実施している。
課題	効果的な防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、多数の主体が参加・連携した訓練の実施を通じて相互補完性を高めていく必要がある。
基本方針	防災関係機関と連携して、女性や災害時要援護者の参画を含め、多くの市民の参加を得た訓練を実施する。 また、多様な防災訓練を計画的かつ体系的に実施し、組織的に災害対応能力の向上が図られるよう努める。

1 総合防災訓練	総務部、消防本部
市は、災害時に迅速・的確に活動できる態勢を確立するため、市民（自主防災会等）、国、県、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する総合防災訓練を実施する。 なお、訓練は、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められる内容や市民が主体的に参加できる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。 また、訓練後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善に努める。	
2 その他の個別訓練	各部
市は、適宜、効果的な時期を選定し、消防訓練、水防訓練、避難訓練、災害救助訓練、非常参集訓練、災害対応図上訓練等の個別訓練の実施に努める。 なお、各訓練は、地震、水害、土砂災害、火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な内容となるよう努める。	
3 防災関係機関や企業等の訓練	防災関係機関、企業等
防災関係機関や企業等は、自ら従業員等が参加する防災訓練を積極的に行うとともに、市や県が実施する防災総合訓練や地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行う。	
4 自主防災会の訓練	自主防災会
自主防災会は、市の支援を得て、避難訓練、避難所開設・運営訓練、安否確認訓練、情報収集・伝達訓練等の市民参加型訓練の実施に努める。 なお、各訓練は、女性、災害時要援護者を含む多くの市民が参加できるよう配慮する。	
5 訓練への参加	市民
市民は、市や自主防災会等が企画する訓練に積極的に参加する。	

第4節 企業等の地域防災活動参加促進

現状	県が県内に事業所を有する企業等の経営者や市町村の防災担当者等に対し、ワークショップを開催し、事業継続計画（BCP）策定支援を行っている。
課題	企業等は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。
基本方針	県や生駒商工会議所等と連携し、企業等の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。 また、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備等の支援を行う。

1 企業等に対する地域防災活動参加への促進	地域活力創生部
市は、企業等に対して、自衛防災組織の育成・指導、防災マニュアルや事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。 また、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。	
2 企業等の地域防災活動	企業等
企業等は、災害時の企業の果たす役割（従業員・顧客の安全確保、二次災害の防止、経済活動の維持、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、施設・設備の災害に対する安全性を高めるとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 また、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。 なお、特に、食料、飲料水、生活必需品、医薬品を提供する企業や運送事業者、建設業者等は、物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。	
3 一斉帰宅抑制対策	地域活力創生部、企業等
市は、大規模地震による多くの帰宅困難者の発生に伴う混乱に備え、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのために必要となる水、食料等の備蓄について啓発を行う。 企業等は、事業所防災計画等において、従業員の施設内待機に係る計画を定め、従業員にその内容を周知するとともに、施設内待機のために必要な水、食料等の備蓄に努める。	

第5節 災害ボランティア活動支援環境の整備

現状	市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置に備え、「災害支援マニュアル」を作成するとともに、県社会福祉協議会と共同して、災害ボランティア設置・運営訓練等の災害対応訓練を実施している。
課題	ボランティアは、自主的かつ自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できないため、災害ボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、市の連携・支援が必要となる。
基本方針	災害時には、市や防災関係機関による防災活動だけでなく、市民や地域外からの災害ボランティアによる各種の活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、災害ボランティア活動の普及、啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活性化を推進する。

1 災害ボランティア拠点の整備	市社会福祉協議会
市社会福祉協議会は、市と連携して、災害時に災害ボランティアセンターを迅速に設置運営できるよう、体制整備に努める。	
2 ボランティア活動支援体制の整備	市社会福祉協議会
市社会福祉協議会は、市、県、関係機関・関係団体・既存ボランティアと連携して、災害時におけるボランティア活動支援体制の整備を行うとともに、ボランティアと被災地の調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成やボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。	
3 災害ボランティアの育成・啓発	総務部、地域活力創生部、福祉健康部
市は、市社会福祉協議会と連携して、ボランティア希望者のための各種講習の開催、ボランティアとの防災訓練の実施等により、災害ボランティアの育成・啓発を行うとともに、災害ボランティア登録制度の確立を図る。	
4 専門ボランティアの把握	市社会福祉協議会
市社会福祉協議会は、市と連携して、県ボランティア・NPO活動情報提供システム（奈良ボランティアネット）等を活用し、専門的知識、経験や資格をもつ専門技術ボランティアの情報を事前に把握し、災害時に確保できるよう体制の整備に努める。	

第6節 災害時要援護者の安全確保

現状	「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、災害時要援護者登録制度を運用し、災害時要援護者情報の把握等を行っている。
課題	東日本大震災では、高齢者や障がい者の死亡率が高く、消防団員や民生委員等多数の支援者が犠牲になった。こうした犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要である。
基本方針	内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」や県の「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」などにしたが、い、「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」を運用し、市民や自主防災会と協力しながら災害時要援護者の支援体制を整備するなど。災害時要援護者の安全確保に努める。

→ 資料集 2-1-1 災害時要援護者の避難行動支援について地域防災計画に定めなければならない事項

1 災害時要援護者の避難行動支援体制の整備	福祉健康部
市は、「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づいて、高齢者、障がい者等の状況を把握し、災害時要援護者避難支援員への研修や「災害時要援護者台帳※」の作成など、災害時に迅速な避難行動支援ができる体制を整備する。 また、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料集に示す。 ※「災害時要援護者台帳」は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づく「避難行動要支援者名簿」として位置づける。	
2 災害時要援護者の情報伝達体制の整備	市民部、福祉健康部
市は、災害に備えて、災害時要援護者に対する情報伝達体制の整備を図るとともに、災害時に派遣可能な手話通訳者やボランティア等の把握に努める。 また、外国人に対しては、外国語による生活ガイドブックや生活情報リーフレットの発行により、防災知識の啓発に努めるとともに、災害時に派遣可能な通訳やボランティア等の把握に努める。	
3 福祉避難所の整備	福祉健康部
市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議や民間事業者との協力により、災害時要援護者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。 また、福祉避難所に位置付けた施設については、平時より施設管理者と連携し、災害時に必要となる空間や物資・機材、人材、移動手段等の事前整備に努める。	
4 社会福祉施設の取組み	社会福祉施設
介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、施設の耐震化を進めるとともに、災害対策マニュアルを作成し、避難訓練を実施する。	

第2章 行政の防災体制の整備

第1節 防災体制の整備

現状	新人研修や災害図上訓練等を通じて、職員動員や任務分担、災害時の活動手順等について周知を図っている。
課題	危機管理機能の低下は、被害拡大や社会生活の混乱を招く大きな原因ともなるため、事前に大災害の発生を見据えた防災体制確立や施設、資機材等の整備は特に重要である。
基本方針	災害時に、災害対策諸活動を円滑に実施するため、国、県及び防災関係機関と連携を図るとともに、公共的団体及び市民の協力を含めた総合的かつ一体的な防災体制の確立を図る。

1 災害応急体制の整備	市長公室、総務部
市は、組織改編時や地域防災計画改定時に、職員初動マニュアルを見直し、研修や訓練を通じて、職員に周知する。 また、庁舎や指定避難所の近傍に居住する市職員を把握し、災害初期の情報収集等の応急対策にあたる緊急初動員や避難所を開設する避難所派遣職員をあらかじめ指名する。	
2 災害時の職員連絡体制の整備	市長公室、総務部
市は、夜間や休日等、勤務時間外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、年度初頭あるいは必要に応じて、職員緊急連絡網を更新し、全職員に周知徹底を図る。	
3 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄	市長公室、総務部
市は、大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する市職員の食料、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害応急対策活動に従事する市職員用の物資の備蓄を推進する。	
4 防災関係機関との連携	総務部
市は、市域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。	
5 市業務継続計画（BCP）の作成	総務部
市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させる業務継続を戦略的に実現するため、大規模地震災害等を想定した全庁的な業務継続計画（BCP）を作成し、その運用に努める。	

第2節 広域防災体制の確立

現状	周辺及び県内都市と災害相互応援協定を締結しているとともに、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、環境自治体会議に加盟する全国28自治体及び全国青年市長会に加盟する全国47自治体と相互応援協定を締結している。
課題	遠隔地の自治体等と平素から連絡を取り、関係を密にしておくことが求められている。
基本方針	大規模災害を視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図るため、受援や支援に備えて、他の公共団体等と情報交換を定期的に行い、必要に応じて協定等を締結するなど、より実践的な体制の確立を図る。

→ 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧

1 受援体制の整備	総務部、消防本部
市は、応援要請後、自衛隊、緊急消防援助隊、他市町村からの応援部隊等が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルの整備を行うとともに、職員への周知徹底を図る。 また、平時から協定を締結した団体間で、訓練、情報交換等の実施に努めるとともに、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援団体の執務スペース、宿泊場所、待機所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等の確保に努める。	
2 支援体制の整備	市長公室、総務部
市は、市外での大規模災害発生時に備えた支援体制の整備に努めるとともに、防災関係機関や各種団体等との連携を強化し、派遣可能な職員等の人数の把握に努める。 また、大規模災害発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制整備を県と連携して進めるとともに、広域避難について協定を締結している市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。	

第3節 防災拠点の整備

現状	防災拠点として、災害対策本部は市役所、地域防災拠点は総合公園体育館及び消防署北分署、地区防災拠点は各中学校と定めるとともに、受入拠点として、山麓公園、ふれあいセンター、生駒北スポーツセンター等の施設を定めている。また、文教施設を中心に避難所に指定している。
課題	東日本大震災の教訓から、災害対策本部等の防災拠点には耐震化等による安全性の確保や代替施設の確保、非常用電源設備等の整備や燃料備蓄等による自立性の強化が求められている。
基本方針	災害時において、防災活動の拠点となる施設等を市の防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、より災害に強いまちづくりを推進する。

- 資料集 2-1-2 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所
- 資料集 5-1-1 防災拠点、受入拠点一覧

1 指定緊急避難場所、指定避難所、防災拠点、受入拠点の指定・整備	総務部
市は、適切な建物を指定緊急避難場所や指定避難所として指定し、市民に周知する。 また、市内で行われる様々な防災活動の中心となりうる施設及び場所を防災拠点として位置づけるとともに、自衛隊や県等からの応援を受入れるときに、応援活動の拠点となる施設及び場所を受入拠点として位置づけ、それぞれの防災拠点や受入拠点を道路や情報通信網によりネットワーク化することで、災害に強いまちづくりを推進する。	
2 指定緊急避難場所、指定避難所、防災拠点、受入拠点の機能強化	総務部
市は、指定緊急避難場所や指定避難所、防災拠点、受入拠点に関する建物等の耐震化・不燃化等を図り、設備、備品等の転倒・落下防止対策を講じるなど安全性を確保するとともに、備蓄品、資機材等を整備し、機能強化を図る。 また、それぞれの代替施設の選定など各機能のバックアップ対策を講じるとともに、非常用電源の整備や機器類の充実等、災害対応機能の強化を図る。	

■防災拠点

種別	設置場所	役割と機能
災害対策本部	生駒市役所 (代替：消防本部)	市の災害への対応方針・対処措置の意思決定を行う機能や各種情報の収集・共有、伝達を行う機能を担う。
地域防災拠点	総合公園体育館	県が設置する広域防災拠点から派遣された要員や緊急物資の受入拠点であり、市域の消防、救援、救助、復旧等の活動拠点や要員・資材の集積、さらには物資の備蓄・保管場所としての役割を担う。
	消防署北分署	北部地域の消防救急活動の拠点であるとともに、防災拠点として平常時は地域自治会や自主防災会等の防災研修の場、災害時には北部地域で起きた災害に対する現地災害対策本部的機能を担う。
地区防災拠点	各中学校	地区防災拠点は中学校を単位として、災害時には、地域の情報や救護の活動拠点としての役割を担う。

■受入拠点

種別	自衛隊	県・市町村	緊急消防援助隊	災害ボランティア
活動拠点	市全域	庁舎 地区防災拠点等	消防本部庁舎 生駒小学校運動場 総合公園グラウンド	市社会福祉協議会 (市災害ボランティアセンター)
連絡事務所 宿舎等	庁舎内 山麓公園 生駒北スポーツセンター	ふれあいセンター	消防本部庁舎 山麓公園 生駒北スポーツセンター	ふれあいセンター等

第4節 災害対策用資機材の整備

現状	防災コンテナを配備し、資機材の分散確保を行うとともに、民間事業者との協定の締結により資機材不足に備えている。 また、自主防災会における災害対策用資機材の整備を促進するため、自主防災会活動補助金を交付している。
課題	災害時に応急復旧等が必要となる災害対策用資機材を迅速に調達することは非常に困難であることから、平時から物資や災害対策用資機材を備蓄し、整備し、点検しておくことが必要である。
基本方針	災害時に応急復旧等の対策を円滑に実施するために必要となる災害対策用資機材について、平時から十分点検、整備を行い、各資機材の機能を有効に発揮できるようにする。また、応急対策の迅速性を確保するため、自治会や自主防災会等のコミュニティ単位で災害対策用資機材を整備する。

- 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧
- 資料集 5-2-1 防災倉庫の保管数量表

1 災害対策用資機材の整備・維持管理	各部
市は、災害対策用資機材の分散備蓄を推進するため、防災倉庫の整備に努める。 また、情報伝達、初期消火、救助・救急活動、水防活動、道路啓開活動、医療・救護活動、防疫、被災建築物及び被災宅地応急危険度判定等、災害時の対策ごとに必要となる資機材を把握して、それぞれ整備する。 なお、整備済み資機材は、定期的に点検し、維持管理に努めるとともに、不足するものについては補充する。	
2 災害対策用資機材の調達の整備	各部
市が備蓄する災害対策用資機材に不足が生じる場合に備え、あらかじめ関係団体等との協定を締結し、調達体制の確保に努める。	
3 コミュニティ単位の災害対策用資機材の整備	総務部、自主防災会
市は、災害発生時の応急対策の迅速性を確保する目的から、自治会や自主防災会等のコミュニティ単位で災害対策用資機材を整備、拡充することに努める。 自主防災会は、地域に応じた災害対策用資機材を計画的に共同備蓄することに努める。	

第5節 情報通信体制・機器の整備

現状	防災関係機関との通信手段は、一般加入電話、ファクシミリ、災害時優先電話、携帯電話、衛星電話、移動系防災行政無線、奈良県防災行政通信ネットワークシステム等が整備されている。また、市民への情報発信手段は、防災行政MC A無線、緊急速報メール、市登録制メール、Lアラート、市ホームページ、SNS等が活用されている。
課題	大規模な災害発生時には、情報通信回線の被害等も予想されるため、多重化を図るとともに、市民への情報伝達手段については多様化を図る必要がある。
基本方針	災害発生時の応急対策に不可欠な情報の収集・伝達が、迅速かつ的確に実施できる手段を確保するため、情報伝達手段の多様化、多重化等を進める。

→ 資料集 4-1-1 防災行政無線一覧

1 情報通信体制の充実・強化	総務部、消防本部、防災関係機関
市及び防災関係機関は、災害時の情報通信体制の整備充実に努める。 また、平時より、災害時の情報伝達窓口の明確化を図るとともに、県と連携し、通信訓練等を行い、通信方法の習熟と奈良県防災行政通信ネットワークシステム等の通信体制の整備に努める。 さらに、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化を進める。	
2 情報通信機器の整備・点検	総務部、消防本部
市は、整備済みの通信機器や設備について、概ね1年に1回を目安として保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐震性の向上に努める。 なお、通信機器や設備は、非常用電源設備を整備するとともに、耐震性のある堅固な場所や洪水等による浸水のない階層への設置に配慮する。	
3 情報通信手段の多重化・多様化等	総務部、消防本部、防災関係機関
市及び防災関係機関は、様々な環境下にある市民や職員に対し、情報が確実に伝わるように、情報通信手段の多重化・多様化に努める。また、整備済みの通信機器、設備等は、無線網の拡充・強化、更新等に努める。	
4 市民への情報発信体制の整備	総務部
市は、災害時に迅速に市民に情報発信できるよう、情報発信責任者の選任、時間経過ごとに提供すべき情報の項目整理、広報文案の事前準備、災害時要援護者に配慮した多様な情報伝達手段を用いる。	
5 気象情報等の収集体制の整備	総務部
市は、県、奈良地方気象台をはじめとする防災関係機関と相互に連携し、気象情報、地震等の情報が正確に伝達できるよう、気象情報収集体制の充実を図り、情報の一元化に努める。	

第6節 医療・救護体制の整備

現状	生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定」、生駒市薬剤師会と「災害時の医薬品の供給についての協定」を締結している。
課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで2千人を超える負傷者が発生することが予想されており、市立病院や市内医療機関の活動、消防本部の救急・救助活動だけでは、速やかな医療・救護体制の確立が困難になるおそれがある。
基本方針	平時から、災害時の応急医療活動を総合調整する体制づくりや、情報共有システムなどを整備するとともに、応急医療体制を支援する医薬品や医療資機材の備蓄、調達体制の整備、救急搬送体制の整備に努める。

- 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧
- 資料集 6-2-1 医療機関一覧
- 資料集 6-2-2 県内の災害拠点病院一覧

1 災害医療情報の収集伝達体制の整備	福祉健康部、市立病院
市は、災害時に医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信するため、奈良県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行う。 また、災害時の連絡調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。	
2 災害応急医療協力体制の整備	福祉健康部、消防本部、市立病院
市は、医師会・歯科医師会・薬剤師会等とあらかじめ協議し、災害時における医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法を定めるとともに、具体的な連絡体制等を整備する。 また、併せて、災害時に派遣される医療救護班や災害緊急医療チーム（DMAT（以下、「DMAT」という））や災害派遣精神医療チーム（DPAT（以下、「DPAT」という））の受入れ体制や後方医療体制、患者等の搬送体制等を整備する。 市立病院は、災害発生時の傷病者の受入れや医療救護体制などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。	
3 医療拠点の整備	福祉健康部
市は、災害時の医療救護拠点をセラビーいこま、救護所を各中学校に指定し、平時より、施設管理者、生駒市医師会、郡山保健所等とあらかじめ協議し、災害発生後の救護所設置・運営に係る具体的な手順について定めるとともに、設置・運営に係る資機材等を整備する。 また、救護所設置予定場所はあらかじめ市民に周知する。	
4 医療品等の確保	福祉健康部、市立病院
市は、救護所で使用する予定の医薬品等は、奈良県薬剤師会生駒地区薬剤師会、生駒市薬剤師会、日本赤十字社等との連携により、流通備蓄等により確保する。	

第7節 食料・飲料水・生活必需品の備蓄、確保

現状	防災倉庫を整備し、災害用物資の備蓄を行っているほか、民間事業者と物資の調達、供給等に関する協定を締結している。また、緊急耐震貯水槽等を整備するとともに、県や近隣自治体等と水道事業に関する相互応援協定を締結して、災害時の水の供給体制を確保している。
課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで1万人を超える避難所生活者が発生することが予想されており、避難生活が長期にわたるときは、市の備蓄物資のみでは、食料・飲料水・生活必需品等の供給が不足する。
基本方針	食料・飲料水・生活必需品の備蓄は、市民自らが行うことを基本とする。 ただし、災害による家屋の滅失、損壊等により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制について整備する。 また、市民・企業等に対して、災害発生直後の最低限の水、物資（食料、生活必需品）の確保を自ら図るように周知・啓発に努める。

- 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧
- 資料集 5-1-2 災害時の給水拠点
- 資料集 5-2-1 防災倉庫の保管数量表
- 資料集 5-2-2 備蓄方針
- 資料集 5-2-3 給水関係物資の備蓄・整備状況

1 物資の備蓄	総務部、市民部、市民
市は、地震被害想定での避難所生活者数を参考として、備蓄目標を設定し、食料、水及び生活必需品の確保に努める。 備蓄方法は、分散して配備する防災倉庫での公的備蓄、関係団体等との応援協定締結による流通備蓄により行う。 また、市民に対して、パンフレットの配布や防災訓練等を通じ、自主備蓄すべき物資等の種類や量について啓発する。 市民は、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想される7日分程度の食料及び水を各家庭で備蓄することに努める。	
2 給水体制の整備	上下水道部
市は、災害時の応急給水に備え、計画的に緊急耐震貯水槽や緊急遮断弁、緊急用給水設備等を整備するとともに、維持管理に努める。 また、給水タンク車、給水用資機材等を備蓄し、保有状況、支援可能人員等の給水に必要な情報を常に保有するとともに、維持管理に努める。	
3 調達体制の整備	総務部
市は、飲料水、食料、生活必需品等の緊急物資について、協定締結済みの関係団体等と連携し、災害時の調達体制をあらかじめ整備する。 なお、応援協定締結状況から、調達可能な物資の品目・数量・集積場所及び担当部署等を確認しておく。	

第 8 節 緊急輸送路網・ヘリポートの整備

現状	県は、第二阪奈道路、国道 163 号、168 号、主要地方道大阪生駒線、奈良生駒線を第 1 次緊急輸送道路に、また主要地方道枚方大和郡山線、一般県道谷田奈良線、生駒停車場宛木線を第 2 次緊急輸送道路に指定している。また、市は、総合公園体育館を地域防災拠点（物資輸送拠点）としている。
課題	東日本大震災では、物資の輸送手法としてトラックによる陸上輸送が大部分を占めたこともあり、物資や燃料の搬送のための緊急車両等への通行証の発行に膨大な事務作業が生じた。
基本方針	災害応急・復旧時に消火・救助・救急、緊急物資の供給等を迅速、的確に実施するために必要となる道路やヘリポートなどを整備するとともに、緊急輸送車両や必要な資材等を確保し、緊急輸送体制の整備を図る。

- 資料集 5-1-3 災害活動用緊急ヘリポート一覧
- 資料集 5-2-4 緊急輸送道路網図

1 市緊急輸送道路の指定・整備	総務部、建設部
市は、県において指定した緊急輸送道路から市の防災拠点に連絡する道路について、第 3 次緊急輸送道路に指定し、計画的に拡幅、耐震強化等の整備に努める。 また、物資輸送拠点となる総合公園体育館には非常用電源や非常用通信設備を設置するとともに、通行禁止を示す看板やカラーコーン等、必要な備品の整備に努める。	
2 緊急ヘリポートの整備	消防本部
市は、災害活動用緊急ヘリポートを確保し、緊急ヘリポート候補地の施設管理者又は所有者の協力を得て、離着陸場所の安全確保に努める。 さらに、平時より、県と連絡調整し、県消防防災ヘリコプターの派遣要請に必要な事項を確認するとともに、派遣要請手続きを習熟するなど、受入れ体制の整備に努める。	
3 車両・燃料の確保	総務部
市は、平時より庁用車両の定期点検・整備等を実施し、運行能力を把握するとともに、車両等の不足が生じる場合をあらかじめ想定し、企業等との間に災害時における車両の供給に関する協定を締結するなど、車両の確保に努める。 また、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両や規制除外車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両や規制除外車両として使用される車両について、県（公安委員会）に事前に届出を行う。 さらに、燃料販売業者との間に災害時における車両燃料の供給に関する協定を締結するなど、車両燃料の確保に努める。	

第9節 廃棄物処理体制の整備

現状	市内には、清掃センター（所在地：俵口町 2116-91）があり、1日110トンのごみを焼却できる炉を2基備えている。また、し尿および浄化槽汚泥を1日80キロリットル処理できるエコパーク 21（所在地：北田原町 2476-8）がある。
課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで1万棟を超える建物被害が予想されており、市の現有施設では速やかな廃棄物処理業務が困難になるおそれがある。
基本方針	災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務と並行して、環境省の災害廃棄物対策指針にしたがい、災害廃棄物処理計画等を策定し、廃棄物処理業務の万全を期す。

→ 関連計画集Ⅷ 生駒市災害廃棄物処理計画

1 収集車両の整備及び点検	市民部
市は、廃棄物及びし尿の運搬車両について、災害時に市が要請すれば直ちに出勤できるよう、平時から車両を整備し、点検しておくよう、委託業者・許可業者等に協力依頼する。	
2 廃棄物及びし尿の処理施設等の整備	市民部
市は、所管する処理施設等が災害により円滑な稼働を損なわれることがないように、平時から施設設備の点検整備と施設保護に努める。 また、非常時の緊急停止後の軽微な故障の対応や、速やかなプラント再稼働について運転管理を受託している業者に備えさせる。さらに、プラント損傷時に速やかな復旧を実施するため、プラントを設計施工したメーカーから協力が得られる体制を構築することに努める。 さらに、平時から仮置き場等中間処理ができる候補地の確保に努める。	
3 災害時の相互応援協力体制の確立整備等	市民部
市は、一般廃棄物収集運搬（し尿を含む）の委託業者・許可業者に対して、緊急時における人員、車両等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努めるとともに、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」に基づき、支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力する。	
4 仮設トイレの確保	総務部、市民部
市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄に努めるとともに、仮設トイレなどを取扱うリース業者との協定の締結等、その調達が迅速かつ円滑に行えるよう体制を整備する。	

第 10 節 火葬場等の確保

現状	市内には、市営火葬場（所在地：東菜畑 1-90）がある。
課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで 200～300 人の死者が発生することが予想されており、市の現有施設では速やかな遺体の火葬業務が困難になるおそれがある。
基本方針	県と連携して、災害によって一時的に大量発生する遺体の火葬業務を円滑に実施するために必要となる火葬場等を確保する。また、応援協力体制の整備に努め、公衆衛生上の危害発生を防止する。

1 応援協力体制の確立	市民部
市は、災害時に死者が多数発生又は市営火葬場が被災し、利用できない場合を想定し、遺体収容可能施設を確認しておく。 また、災害時に応援協力ができる葬祭業者等と協定を締結するとともに、近隣市町村間及び近隣府県間の応援体制の整備を推進する。	

第3章 事象別の災害予防

第1節 風水害予防対策

現状	竜田川、富雄川は、県が水位周知河川に指定しており、浸水想定区域が公表されている。また、県は、大和川流域治水対策の見直しを図るべく、支流単位のモデル流域を設定し、市町と連携した具体的な流域対策案の検討を行っている。
課題	市内の竜田川流域には、浸水常襲地域があり、また、富雄川上流や天野川支流では、局地的大雨により氾濫した実績があるため、当該地域の浸水被害を軽減するためには、河川改修に加えて流域で雨水を貯留・浸透させる多面的な流域治水対策を充実させる必要がある。
基本方針	大雨、洪水等による水害の危険から、市民の生命や財産を守るため、治水施設の整備等のハード対策を着実に進めるとともに、雨量や河川水位の情報提供、避難計画の作成、河川に関する普及・啓発等のソフト対策を併せて実施する。

- 資料集 1-2-4 重要水防区域一覧
- 資料集 1-2-5 水防警報河川・水位周知河川一覧
- 資料集 2-2-1 浸水想定区域ごとの情報伝達方法等
- 資料集 2-2-2 浸水想定区域に係る災害時要援護者利用施設一覧

1 河川・水路の改修・整備	建設部
市は、河川や水路の安全性を高めるため、県の行う河川整備事業等に協力するほか、所管する河川に係る各施設に対して、緊急度に応じた河川維持・修繕、河川改良等の改修工事を推進するとともに、浚渫、内水排除等の実施により、洪水の予防に努める。	
2 洪水リスクの周知等	総務部、建設部
市は、県が公表する河川の浸水想定区域や水深等について、ハザードマップ等の作成や配布により、市民に危険箇所、避難情報の伝達方法、避難所等を周知する。 なお、水防法上、「地域防災計画に定めなければならない事項」についての詳細は、資料集に示す。	
3 洪水の警戒避難体制の整備	総務部、建設部
市は、水位周知河川の避難判断水位到達情報の発表、水防警報の発表、浸水想定区域の指定・公表等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。	
4 竜巻・突風等の災害予防対策	総務部、都市整備部
市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、奈良地方気象台及び県と協力し、広く市民に普及を図る。 また、建築物防災週間等を利用して、建築物の所有者又は管理者に対して、風により倒壊、落下、又は飛散するおそれのある設備等の安全対策について啓発活動を実施する。	

第2節 土砂災害予防対策

現状	県により、市内には土砂災害警戒区域が 356 箇所指定されており、そのうち 285 箇所は土砂災害特別警戒区域に指定されている。（平成 30 年 12 月 7 日告示により市域指定完了）
課題	近年の宅地化の進行により土砂災害の危険性が高まりつつあり、今後とも危険地域の実情に即した対策を講じるとともに、新たな危険性を増加させないよう監視や制限が必要である。
基本方針	土砂災害を未然に防止するため、県と連携して危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、市民への周知徹底に努める。また、災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。

- 資料集 1-2-2 市内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
- 資料集 1-2-3 土砂災害の前兆現象
- 資料集 2-3-1 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等
- 資料集 2-3-2 土砂災害警戒区域に係る災害時要援護者利用施設一覧

1 土砂災害対策事業の推進	建設部
市は、県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。 また、必要に応じて、危険箇所について事前調査し、対策工事等の検討やパトロールの実施に努める。	
2 土砂災害リスクの周知等	総務部、建設部
市は、県が公表する土砂災害警戒区域について、ハザードマップ等の作成や配布により、市民に該当区域、避難情報の伝達方法、避難所、避難経路等を周知する。 なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律上、「地域防災計画に定めなければならない事項」についての詳細は、資料集に示す。	
3 土砂災害の警戒避難体制の整備	総務部、建設部
市は、土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。 また、特に、土砂災害警戒区域等が集中的に分布する地域を対象として、積極的な自主防災会の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成に努める。	
4 宅地防災の推進	都市整備部
市は、丘陵地等における宅地開発に伴い、土砂災害等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域には、必要な指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生の未然防止に努める。	

第3節 地震災害予防対策

現状	生駒市耐震改修促進計画を作成し、計画的かつ総合的に建築物の耐震化を推進している。また、「奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会」に参画し、関係団体と耐震化の取組みに関する連絡調整・協議を行っている。
課題	今後も市有建築物の耐震化を計画的に進めるとともに、一般建築物の耐震化のための各種補助金や相談窓口を実施し、耐震化を促進していく必要がある。
基本方針	都市機能関連の諸施設を計画的に配置、建設、改善するとともに、建築物の耐震化を促進するなどの地震災害予防対策を行う。また、地震災害時に必要となる被災建築物及び被災宅地応急危険度判定の実施体制をあらかじめ整備する。

→ 関連計画集Ⅳ 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

1 都市基盤の整備	建設部、都市整備部
市は、防災関係機関と連携し、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策等により、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。	
2 建築物等の耐震性の強化	総務部、都市整備部
市は、「生駒市耐震改修促進計画」にしたがい、耐震知識の普及・啓発、公共及び民間建築物の耐震診断・改修等を推進するとともに、耐震診断・改修の相談窓口を開設し、各種技術資料・情報の提供、建築関係機関等の紹介を行う。 なお、重要な情報システムは、耐震補強、落下倒壊防止、データの安全な場所での保管等の安全対策の実施に努めるほか、市民に対しては、ブロック塀・石塀等の倒壊の未然防止や家具等の転倒防災対策について、リーフレットの配布等により啓発する。	
3 被災建築物及び被災宅地危険度判定体制の整備	都市整備部
市は、地震発生後の被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定を円滑に実施するために、判定に関する計画の作成に努める。 また、県が行う各判定士養成講習会への職員派遣等により、各判定士の登録を促進するとともに、県と連携して、各判定用資機材の備蓄に努める。	
4 帰宅困難者対策	総務部
市は、近隣都市等と連携して、交通情報の収集や提供、水や食料の確保、従業員等の保護、一時滞留施設の確保等、帰宅困難者に必要な対策の体制整備に努める。	
5 地震防災緊急事業五箇年計画	総務部
地震防災対策特別措置法に定める地震防災上緊急に整備すべきものとして、県が策定する第五次奈良県地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて、本市域に係る事業の推進に努める。	

第4節 火災予防対策

現状	市には、消防事務を処理するため、単独方式の消防本部とともに、4つの機動分団と女性広報指導分団からなる消防団を設置している。なお、消防指令業務については、平成28年度から奈良市と共同運用を行なっている。
課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで約300棟の延焼による焼失建物が発生することが予想されており、市の消防力だけでは、速やかな消火活動が困難になるおそれがある。
基本方針	火災による被害から市民の生命や財産を守るため、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化及び消防用水利の整備等を図る。また、併せて、救助・救急体制や広域応援受入れ体制の整備に努める。

- 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧
- 資料集 6-1-1 消防組織
- 資料集 6-1-2 消防保有救助資機材一覧

1 防火思想の普及	消防本部
市は、市民に対して、防火指導の強化、防火意識の啓発、火災予防広報等を推進し、防火思想の普及に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置の推進に努める。 また、消防法に基づき、防火管理者に対して、火災予防査察等を強化し、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。	
2 消防力の整備	消防本部
市は、「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」を勘案し、消防職員、消防車両等、消防水利、救助・救急資機材の年度別計画を作成するとともに、それぞれの計画にしたがい、消防の体制整備や施設整備に努める。 また、消防水利は、常時使用可能となるよう適正な管理を行うとともに、消火・救助・救急活動に使用する車両や資機材等は定期的に点検整備を行う。	
3 救助・救急体制の整備・拡充	消防本部
市は、救急隊員へのトリアージ研修の実施に努めるとともに、救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、救助工作車・救助用資機材・高度救助用資機材の整備等に努める。 また、市民に対して、救命講習会等を通じて、心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。	
4 相互応援体制の確立	消防本部
市は、協定に基づく大規模災害時の消防応援部隊や緊急消防援助隊による消火・救助・救急活動が実施される場合に備え、必要な応援、受援体制の整備に努める。	
5 通電火災対策	消防本部
市は、復電時における通電火災を防止するため、住宅用防災機器等の展示、啓発用パンフレットの作成・配布、講演会の開催等を行うことにより通電火災防止対策を推進する。	

6 消防団の充実強化	消防本部
市は、適正な消防団員数を確保するため、サラリーマン、公務員、青年層や女性の入団促進を啓発するとともに、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進等の推進に努める。 また、消防大学校及び県消防学校における教育訓練、講習会等への派遣、参加を通じて消防団員の消防に関する知識及び技術の向上を図るとともに、消防団の装備の改善等により消防団活動の充実強化を図る。	

第5節 農地災害予防対策

現状	県の調査では、市内には、10 箇所のため池要整備箇所（4 箇所の今後早急に地元ため池管理者と協議対応するため池、4 箇所の再度詳細調査が必要なため池）があり、23 箇所の山地災害危険地区（14 箇所の山腹崩壊危険地区、9 箇所の崩壊土砂流出危険地区）がある。
課題	東日本大震災では、ため池の決壊により人命が失われるとともに、人家や農地が被災したことから、大規模地震に備えた耐震調査と必要な整備が急務となっている。また、山地災害を防止・軽減するためには、治山事業等に基づくハード対策に加え、山地災害危険地区の周知等のソフト対策の充実・強化が必要である。
基本方針	ため池の決壊等による湛水被害を防止するため、ため池等管理者に対して、適切な措置を行うよう指導し、水量の調整、農業用排水路の整備、ため池堤体の強化等に努める。

→ 資料集 1-2-6 山地災害危険地区一覧

→ 資料集 1-2-7 ため池要整備箇所一覧

1 ため池整備事業	地域活力創生部
市は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤、余水吐（よすいばけ）、樋管等で緊急整備を要するため池について、ため池等の管理者に対し、指導・助言を行い、国及び県が制度化しているため池等の補助事業を積極的に活用し、計画的な対策整備を推進する。	
2 ため池適正管理の啓蒙・普及活動	地域活力創生部
市は、県と連携して、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行う。	
3 ため池防災対策等推進事業	地域活力創生部
市は、県と連携して、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、堤塘の安全性に対する耐震調査等、ため池防災対策等推進事業を推進するとともに、防災重点のため池については順次ハザードマップの作成を行う。また、貯水位を下げることにより、災害を未然に防ぐための防災減災と、洪水調整機能を確保することを目的とした、ため池余水吐切下げ事業を推進する。	
4 山地災害予防	地域活力創生部
市は、県の治山事業に協力し、対策事業の推進を要請するとともに、市民に対してハザードマップの配布等により山地災害危険地区の周知徹底、防災知識の普及を行う。	

第6節 ライフライン施設等の災害予防対策

現状	水道施設の応急復旧については、奈良県及び県下市町村、日本水道協会奈良県支部、生駒市上水道協同組合、電気設備の応急復旧については、奈良県電気工事工業組合、L P ガスの供給については、奈良県高圧ガス保安協会生駒支部等とそれぞれ応援協定を締結している。また、平成 29 年 12 月からは「いこま市民パワー株式会社」が設立され、市庁舎や教育施設等に電力を供給している。
課題	上下水道、電気、電話、ガス等のライフライン施設や鉄道施設の機能支障は、ネットワーク全体の機能の復旧に長時間を要する場合があります、応急対策活動や市民生活に与える影響が大きい。
基本方針	ライフライン関係事業者は、災害に備え、関係機関間で連絡窓口を定めるほか、各施設の特徴を勘案して、ハード、ソフト両面において、災害予防対策を推進する。

→ 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧

1 上水道、下水道施設の災害予防	上下水道部
市は、上水道、下水道の施設・設備について、より耐災性を強化するとともに、保守点検や災害対策用資機材の整備、訓練の実施に努める。 また、緊急時における迅速な復旧を図るため、復旧工事を実施する業者等と災害時における応援協定締結を推進する。 なお、協定締結済みの団体とは、平時より、訓練、情報交換等の実施に努める。 また、施設の改修や更新の際は災害に対応するよう努力する。	
2 公共施設の災害予防	各部
避難所等に指定されている公共施設を増設や改修する場合、災害時、停電・断水等に対応するために、災害用マンホールトイレや非常用自家発電設備等、可能な限り防災設備の整備に努める。また、公共施設を新設や改修する場合、可能な限り防災設備を整備し、災害対応に努める。	
3 その他ライフライン施設の災害予防	総務部
市は、災害の発生に備えて、一般電気事業者、電気通信事業者、一般ガス事業者、鉄道事業者等のライフライン関係事業者や鉄道事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力に努める。 さらに、突発的な事故発生時において初動が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。	
4 ライフライン関係事業者の災害予防	ライフライン関係事業者
ライフライン関係事業者は、それぞれの保安規定等に基づき、施設、設備の耐災害性を強化するとともに、従業員への防災教育、防災訓練や利用者への広報等により災害・事故の予防に努める。	

第 7 節 危険物施設等の災害予防対策

現状	市内には危険物施設が 112 施設（平成 31 年 2 月 1 日現在）、高圧ガス関連施設が 2 施設ある。
課題	危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、益々複雑化、大規模化しているため、施設の適正な維持管理計画に基づき、保全管理を万全に行う必要がある。
基本方針	危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。

→ 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧

1 危険物施設等の災害予防	消防本部
市は、消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。 また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。	
2 危険物施設取扱事業者等の災害予防	危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者
危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者は、それぞれの法令を遵守するとともに、施設の管理・点検の強化、従業員に対する保安教育・訓練等の災害予防対策の実施に努める。	

第8節 原子力災害予防対策

現状	隣接する大阪府東大阪市に近畿大学原子力研究所の原子炉がある。 ただし、本市は、国の原子力災害対策指針が示すU P Z（原子力発電所から30 k m圏内）に属しておらず、原子力災害対策重点区域は設定されていない。 また、福井県敦賀市と「原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書」を締結している。
課題	U P Z外ではあるが、万一に備え、県と連携して、原子力災害対策に必要な体制を整備しておく必要がある。
基本方針	福井県の原子力事業所において放射性物質が事業所外に大量に放出するような過酷事故が発生した場合や近畿大学原子力研究所において特定事象が発生した場合に備え、情報収集及び連絡体制の整備を図る。 また、福井県等、原子力発電所立地県等からの避難者の受入れについて、積極的に協力する。

1 情報収集及び連絡体制の整備	総務部、市民部
市は、原子力災害が発生した場合、県及び防災関係機関から情報を迅速に収集し、事態の的確な把握に努める。 また、県及び防災関係機関と連携し、原子力発電所事故により原子力災害の正確な情報を市民に対して速やかに伝達する広報体制を整備するとともに、市民からの原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速に対応できる体制を整備する。 なお、体制については、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の災害時要援護者及び一時滞在者に十分に配慮する。	
2 環境放射線モニタリングへの協力	市民部
市は、原子力災害が発生した場合に県が実施する緊急時の環境放射線モニタリングに関し、必要に応じ協力する体制を整備する。	
3 原子力災害発生時の広域避難受入れ体制の整備	総務部
市は、福井県敦賀市及びその周辺地域において原子力災害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、協定に基づく広域避難が円滑に行われるよう受入体制等を整備する。 また、市民に対し、原子力災害対策についての正しい知識を普及する。	

第9節 文化財の災害予防

現状	市内には、有形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、埋蔵文化財等 158 の指定文化財がある。
課題	文化財の種類は多岐にわたり、予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるが、保存のみでなく活用と調和が取れた維持管理が求められている。
基本方針	文化財を火災、風水害等の災害から守るため、平時から消防本部、関係機関、文化財所有者、市民、専門家等が連携、協力して文化財の災害予防対策を推進する。

→ 資料集 7-1-4 有形文化財一覧

1 市の対策	生涯学習部
市は、文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に基づき、耐震性能の確保と防火対策の強化を図る。 また、所有者・管理者に対して、定期的あるいは随時に現地の巡回査察等を行い、防災上必要な勧告・助言・指導に努めるとともに、平時の災害予防対策の実施と防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言を行う。 なお、必要に応じて、火災、風水害等による建築物や構造物の倒壊、破損、各種文化財の転倒・落下の可能性がある場合には、あらかじめ保護、補強、防護措置等を行う。	
2 文化財の所有者・管理者の災害予防対策	指定文化財の所有者・管理者
指定文化財の所有者・管理者は、防災計画や防災マニュアルを作成し、平時より、地域住民と訓練等を行うことにより協力体制を確立するなど、火災、風水害等の災害対策の実施に努める。	

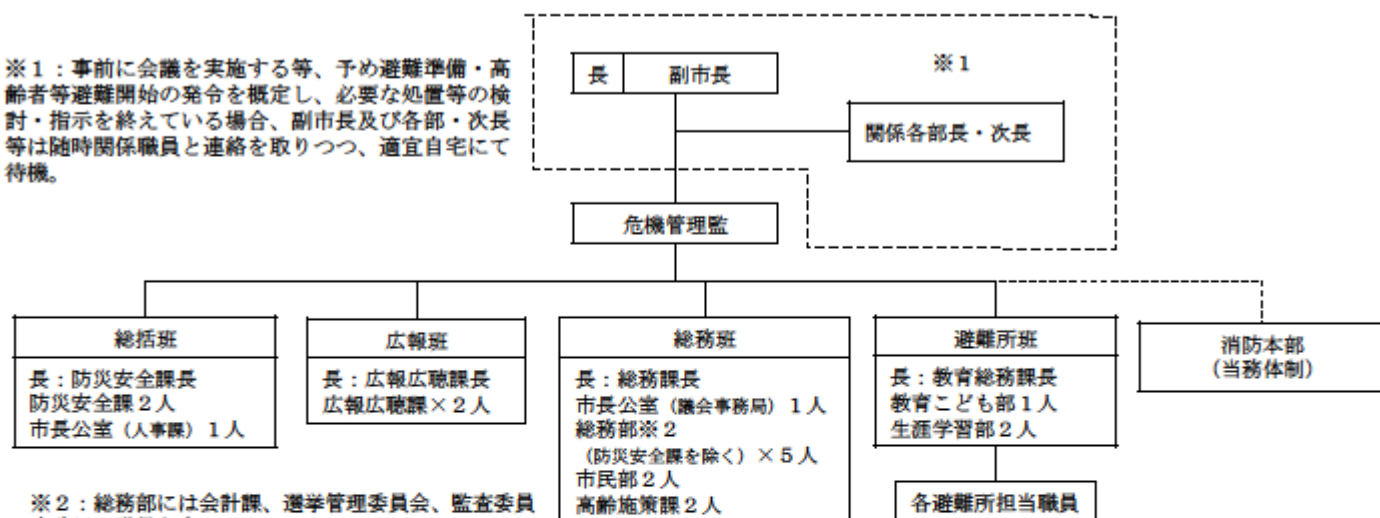
第3部 災害応急対策計画

■災害応急対策計画の体系

		風水害時の災害 応急対策	地震災害時の災 害応急対策	その他の災害応急対策
【フェーズ０】 <活動体制の 確立と調整> 災害発生前ま たは災害発生 直後から開始	第１章 災害対応 の体制	第１節 風水害配備体制	第２節 地震災害配備体制	第３節 原子力災害配備体制 第４節 その他の災害配備体制
	第２章 災害対応 のコーデ ィネート	第１節 情報収集・整理・伝達 第２節 緊急輸送体制の整備 第３節 受援体制の整備 第４節 支援体制の整備 第５節 災害救助法の適用		
【フェーズ１】 <緊急対策> 概ね災害発生 後３日以内に 対応完了	第３章 生命を守 るための 対策	第１節 避難行動 第２節 消火・救助・救急、水防活動 第３節 医療・救護活動 第４節 二次災害防止活動		第１節 避難行動 第２節 消火・救助・救急、水防活動 第３節 医療・救護活動 第４節 二次災害防止活動 第５節 事故対応
【フェーズ２】 <応急対策> 概ね災害発生 後３日以内に 対応着手	第４章 生活を守 るための 対策	第１節 避難生活支援 第２節 物資の供給 第３節 災害時要援護者支援 第４節 行方不明者の捜索及び遺体の火葬等 第５節 防疫、保健衛生 第６節 廃棄物の処理及び清掃 第７節 ライフラインの応急復旧		
	第５章 復旧への 足がかり	第１節 住宅応急対策 第２節 文教対策 第３節 文化財の応急対策 第４節 ボランティアの受入れ 第５節 義援金、救援物資の受入れ		

■「警戒本部0号配備」編成表

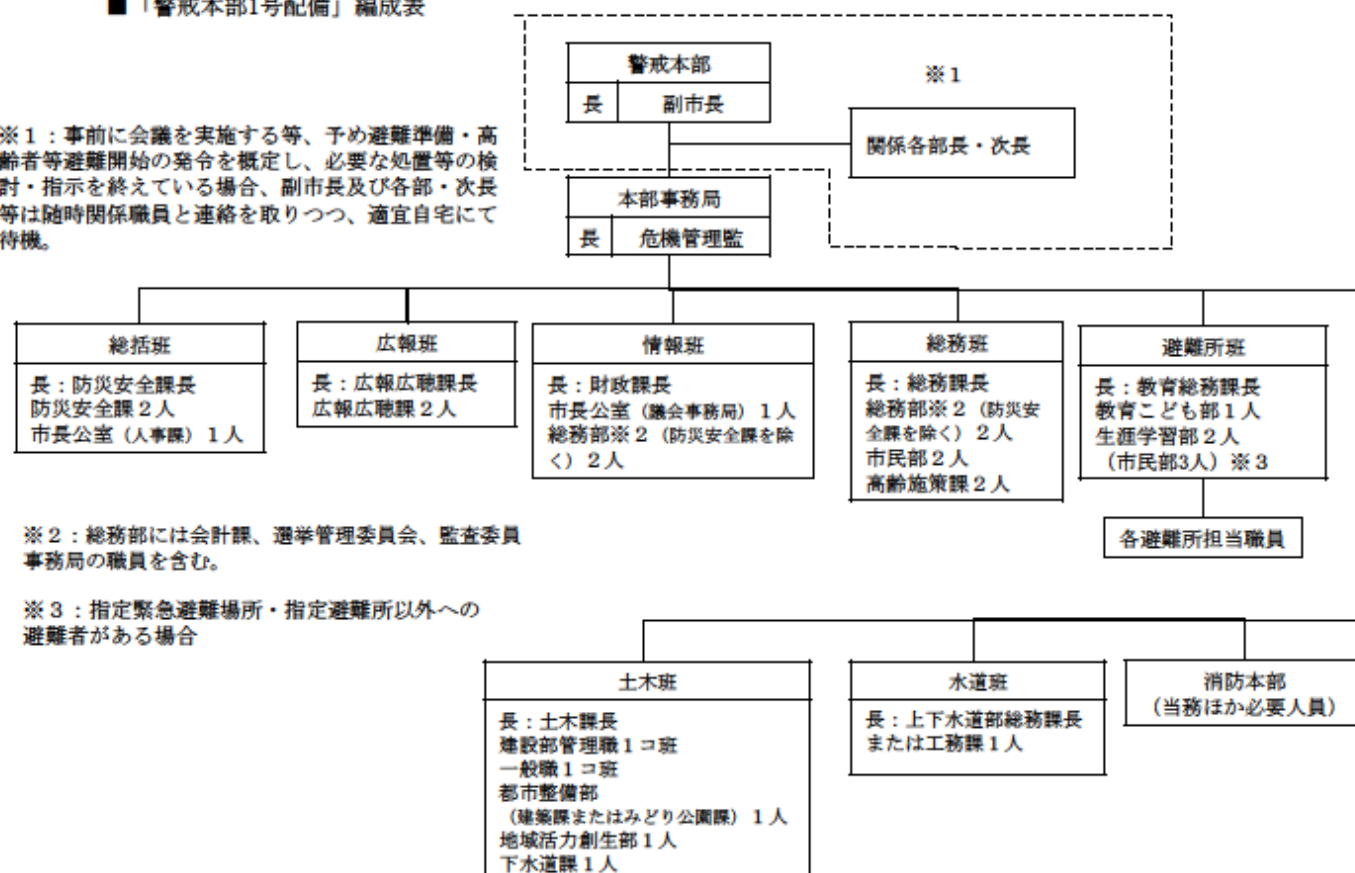
※1：事前に会議を実施する等、予め避難準備・高齢者等避難開始の発令を概定し、必要な処置等の検討・指示を終えている場合、副市長及び各部・次長等は随時関係職員と連絡を取りつつ、適宜自宅にて待機。



※2：総務部には会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局の職員を含む。

■「警戒本部1号配備」編成表

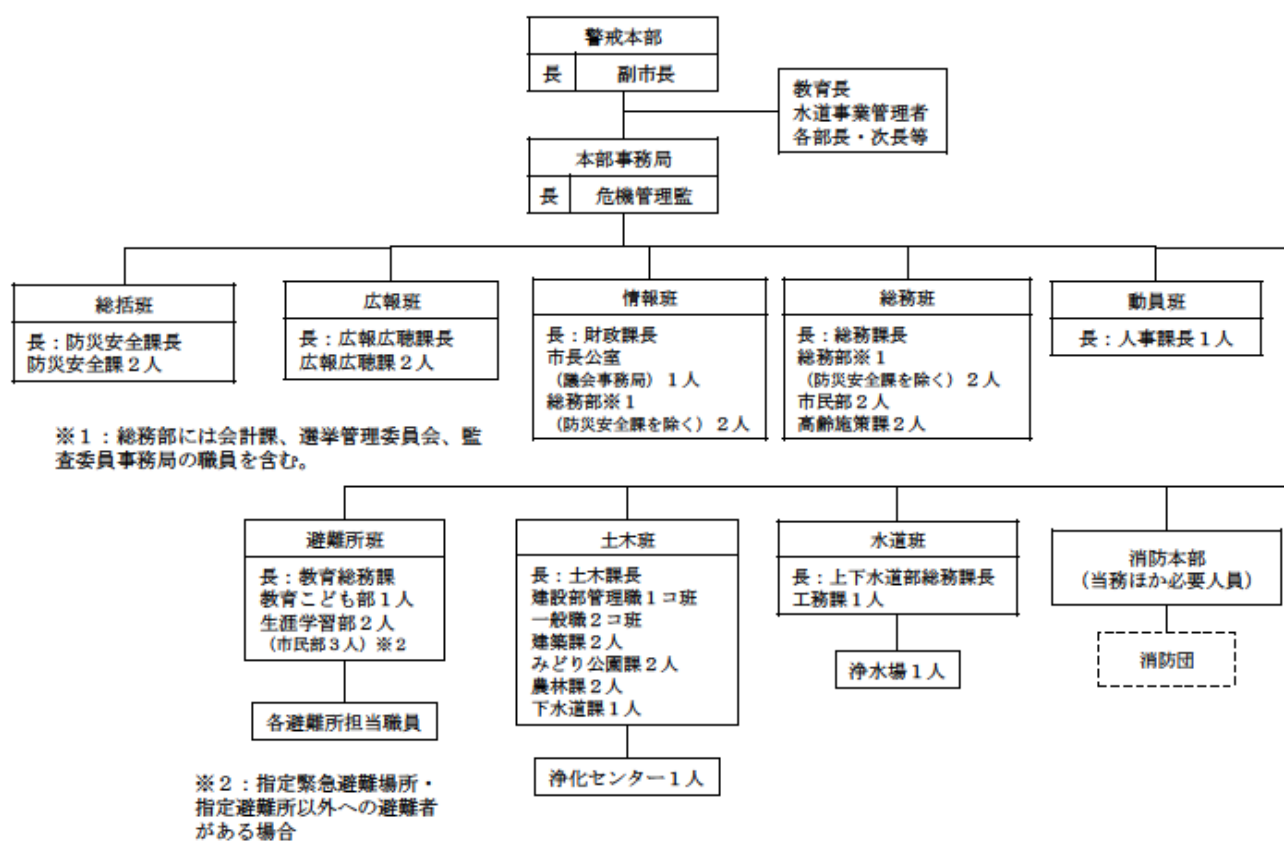
※1：事前に会議を実施する等、予め避難準備・高齢者等避難開始の発令を概定し、必要な処置等の検討・指示を終えている場合、副市長及び各部・次長等は随時関係職員と連絡を取りつつ、適宜自宅にて待機。



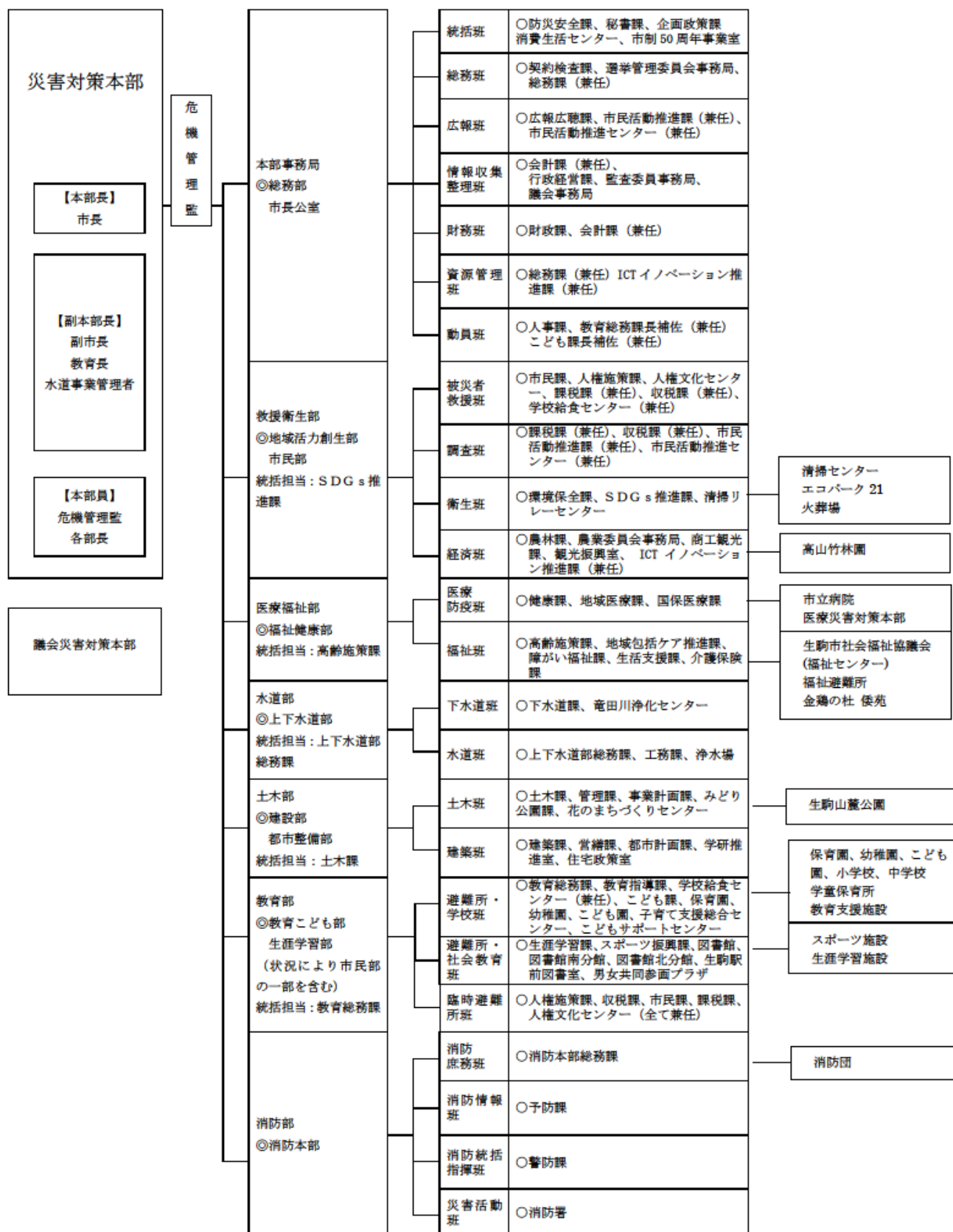
※2：総務部には会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局の職員を含む。

※3：指定緊急避難場所・指定避難所以外への避難者がある場合

■「警戒本部 2 号配備」編成表



■災害対策本部編成表



動員表 - 1

動員区分		1号警戒配備	2号警戒配備	警戒本部 (0号配備)	警戒本部 (1号配備)	警戒本部 (2号配備)	1号動員	2号動員	3号動員
体制	目的	小規模災害に対応する	複数の小規模災害に対応する	早期避難に対応する	早期避難及び小規模災害に対応する	避難及び複数の小規模災害に対応する	中規模災害に対応する	複数の中規模災害に対応する	大規模災害に対応する
	風	災害警戒本部体制							災害対策本部体制
	水害								
	その他								
	地震								
原子力災害	原子力災害警戒本部体制		災害警戒本部体制						
事故等									事故災害対策本部体制
配備基準	☐ 市に気象警報が発せられたとき ☐ 河川水位が氾濫注意水位を超過するとき ☐ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき		☐ 台風の接近等により避難勧告が必要となる状況と想定される場合は、大雨前に「避難・高齢者等避難開始」を発令する ☐ 原子力災害発生し、広域避難者を受け入れる必要とされる		☐ 予め「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、また、1号警戒配備の該当する事象が発生したとき ☐ 1号警戒配備中に、予め「避難準備・高齢者等避難開始」を発令することになったとき ☐ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき		☐ 避難準備・高齢者等避難開始と、北和又は中和の市町村に上砂災害警戒情報が発せられたとき ☐ 市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき ☐ 市に震度5以上の揺れがあったとき		☐ 市内で大規模災害が発生したとき ☐ 市内で中規模災害が発生したとき ☐ 市内で大規模災害が発生したとき
	☐ 河川水位が避難判断水位を超過するとき		☐ その他、市長が配備の必要を認めたとき						
	☐ その他、危機管理監が配備の必要を認めたとき		☐ その他、市長が配備の必要を認めたとき						

動員表－2

動員区分	1号警戒配備	2号警戒配備	警戒本部 (0号配備)	警戒本部 (1号配備)	警戒本部 (2号配備)	1号動員	2号動員	3号動員
目的	小規模災害に 対応する	複数の小規模災害 に対応する	早期避難に対 応する	早期避難及び小規 模災害に対応する	避難及び複数の小規 模災害に対応する	中規模災害に対 応する	複数の中規模災 害に対応する	大規模災害に 対応する
本部	危機管理監	危機管理監	副市長	副市長	副市長	市長、副市長	市長、副市長	市長、副市長
市公室	1人(広報広聴 課)	広報広聴課、人事 課、議事事務局各 1人	公室長、次長、人 事課1人	副市長	副市長			
総務部	防災安全課長 +防災安全課2 人+3人	危機管理監、防災 安全課長+防災安 全課2人+4人	部長、危機管理監、 1人+4人					
地域活力 創生部	1(農林課)人	農林課2人※1 ICTイノベーション 推進課1人	ICTイノベーシ ョン推進課1 人	農林課1人 ICTイノベーシ ョン推進課1人	部長、次長、農林課2 人、ICTイノベーシ ョン推進課1人			
市民部	1人	2人	2人	2人	部長、次長+2人	1/4程度の職員		
福祉 健康部	1人	2人	部長、次長(1人)+高 齢施策課2人					
建設部	管理職1コ班 一般職1コ班	管理職1コ班 一般職2コ班	－	部長、次長 管理職1コ班 一般職2コ班	部長、次長 管理職1コ班 一般職2コ班	1/2程度の職員		全職員
都市整備部	1人	4人	－	1人	部長、次長、+4人			
上下 水道部	2人	2人+浄水場1人+ 浄化センター1人	－	2人	事業管理者、部長、 次長+3人 +浄水場1人+浄化 センター1人			
教育 こども部	1人	教育総務課1人+1 人	部長、次長、教育総 務課1人+1人 +避難所担当	部長、次長、教育総 務課1人+1人	教育長、部長、次長、 1人+避難所担当	教育総務課1人+		
生涯 学習部	1人	生涯学習課1人+1 人	部長、次長、生涯学 習課1人+1人+避難 所担当					
(市民部)※2	－	－	－	(3人)				
消防 本部	当務ほか必要人員					交代制勤務 1/3 を除く職員		
避難所自動参集職員	－	－	－	－	－	あらかじめ指定され た職員 震度5以上の地震の 場合は自動参集		

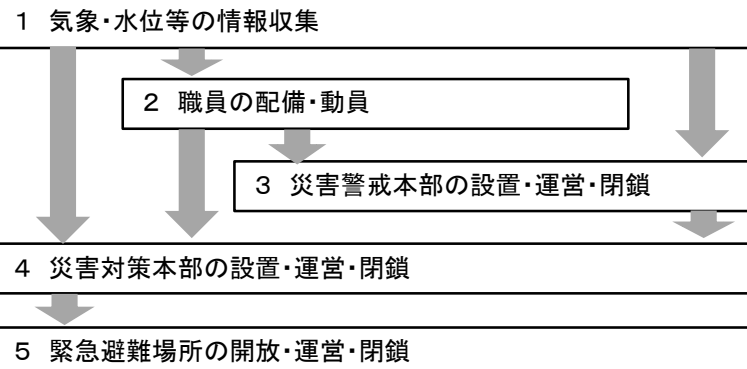
災害対策本部は当初1号～3号動員で職員を動員するが、災害応急対策の進捗や災害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小することができる。

※1：自治会等の役員交代時期に当たる5～6月の間は、市民活動推進課1名を増員（自治会への連絡準備のため）

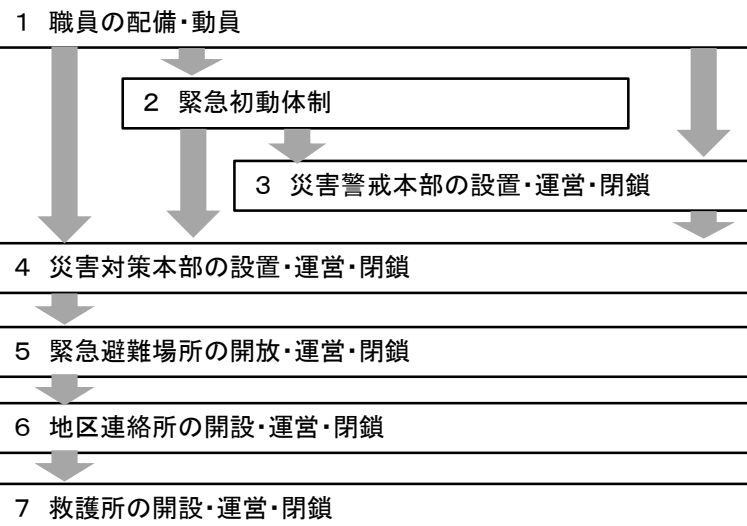
※2：指定緊急避難場所・指定避難所以外の施設に避難者がある場合

第1章 災害対応の体制

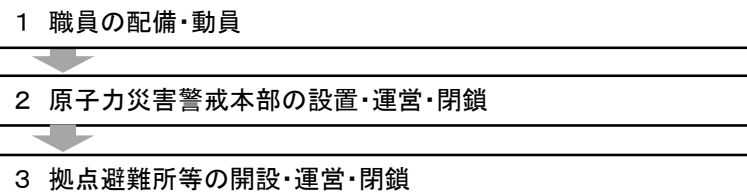
第1節 風水害配備体制



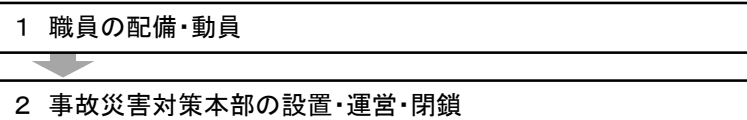
第2節 地震災害配備体制



第3節 原子力災害配備体制



第4節 その他の災害配備体制



第1節 風水害配備体制

職員は、気象状況等により、風水害の発生が予想され、警戒を必要とするときは、気象、水防等の情報を自ら収集し、必要がある時は迅速に対応できるよう準備しておくことが必要である。

また、緊急時の連絡体制や動員体制についても平常時から確認しておく。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安						
	発災前	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 気象・水位等の情報収集							
2 職員の配備・動員							
3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖							
4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖							
5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖							
(参照)							
マニュアル編	第1章第1節 風水害配備体制						
資料集 1-2-5	水防警戒河川・水位周知河川一覧			資料集 3-2-3	水位観測所一覧		
資料集 3-1-2	災害対策本部編成表			資料集 3-2-4	水防警戒の種類及び基準		
資料集 3-1-5	生駒市地域防災計画における水防計画に関する事項			資料集 3-2-5	警戒発令時の信号		
資料集 3-2-1	気象予警戒等の発表基準			資料集 4-2-1	段階別収集情報項目		
資料集 3-2-2	雨量観測所一覧			資料集 4-2-2	気象予警戒等の伝達系統		
				資料集 4-2-3	水防警戒の伝達系統		

1 気象・水位等の情報収集	
担当部	防災安全課、建設部、消防本部
実施内容	台風接近時や集中豪雨等が予想されるときなどは、市域に係る気象注意報、警戒、特別警戒、その他の気象情報、土砂災害警戒情報、水防警戒等の発表状況を把握するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視し、状況に応じた災害警戒体制をとる。 また、県や防災関係機関と相互連絡に努め、情報交換を徹底する。
主な連携先	県（雨量、水位の観測等）、奈良地方気象台（気象観測等）

2 職員の配備・動員	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	動員表（50頁）の基準に基づき、動員を行う。 動員職員は、「マニュアル編」にしたがい、配備につく。 なお、動員の伝達は、勤務時間内は、電話、庁内放送等で行い、勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等により行う。
主な連携先	—

3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	
担当部	統括班、他各班
実施内容	気象警報等の発表状況、雨量や河川水位の観測情報等から、洪水や土砂災害等の発生のおそれがあり、住民の避難に備える必要があると副市長が認めたとき、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害警戒本部会議を開催し、各班の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、洪水や土砂災害等の危険が解消したと副市長が認めたときは警戒本部を閉鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて適宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。
主な連携先	消防団（水防活動）、奈良県

4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	市域に大規模な災害が発生し、又は、災害の発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、災害応急対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小し、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと市長が認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。
主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、県（リエゾン派遣）

5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖	
担当部	警戒本部避難所班、教育部、施設管理者、自主防災会
実施内容	避難勧告等を発令するとき、市民の自主避難が予想されるとき、その他必要と認めるときは、気象情報や水位情報、被害の発生状況等に応じて、指定緊急避難場所のうち必要な施設を選定・開放し避難者を受け入れる。 緊急避難場所には事前に職員を派遣し、施設を管理する職員と連携して避難者の受入れを行う。 職員が不在のときは施設管理者が緊急避難場所を開放し、避難者を受け入れる。避難勧告等の解除の後、避難者の退去完了により緊急避難場所を閉鎖する。緊急避難場所の開放・運営は、「避難所運営マニュアル」を一部準用して行う。指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、自主防災会等と連携し併せてその状況も把握する。
主な連携先	奈良県

避難所を開設する場合については、第4章第1節第1項を参照

第2節 地震災害配備体制

地震が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがあるときには、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、震度階級等の区分に応じた必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

【各項の業務実施時期の目安】

		業務実施時期の目安					
		発災後 ～3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間 ～3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～
1	職員の配備・動員						
2	緊急初動体制						
3	災害警戒本部の設置・運営・閉鎖						
4	災害対策本部の設置・運営・閉鎖						
5	緊急避難場所の開放・運営・閉鎖						
6	地区連絡所の開設・運営・閉鎖						
7	救護所の開設・運営・閉鎖						
(参照)							
マニュアル編	第 1 章第 2 節 地震災害配備体制	マニュアル編 第 3 章第 3 節 医療・救護活動					
資料集 3-1-2	災害対策本部編成表	資料集 3-2-7 震度階級表					
資料集 3-1-3	緊急初動体制	資料集 4-2-1 段階別収集情報項目					
資料集 3-2-6	奈良県内の震度観測地点	関連計画集 避難所運営マニュアル					

1 職員の配備・動員	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	動員表（50 頁）の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備につく。
主な連携先	－

2 緊急初動体制	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	勤務時間外に、市域で震度 5 弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置したときなどに解除する。
主な連携先	奈良県

3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	市域で震度５弱の揺れが観測されたとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、危険がなくなったと副市長が認めたときは警戒本部を閉鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて適宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。
主な連携先	消防団（災害対策）、奈良県

4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	市域で震度５強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、災害対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小し、災害対策が終了したときは、災害対策本部を閉鎖する。
主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、奈良県（リエゾン派遣等）

5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖	
担当部	教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会
実施内容	市域で震度５強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全ての緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 南海トラフ臨時地震情報（警戒または注意）が発表されたときは、状況に応じて緊急避難場所の一部を開放して避難所を受け入れる。 職員が不在のときは施設管理者が、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災会が、施設の安全を確認したのち緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 緊急避難場所の開放・運営は、「避難所運営マニュアル」を準用して行う。 指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、自主防災会と連携し併せてその状況も把握する。
主な連携先	奈良県

避難所を開設する場合については、第４章第１節第１項を参照

6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖	
担当部	教育部、避難所自動参集職員、自主防災会
実施内容	市域で震度５強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、市内の中学校に地区連絡所を開設する。 地区連絡所は、管内を対象に自主防災会の協力を得て、被害情報（生埋者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の概数）の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。 なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。
主な連携先	各中学校（地区連絡所の開設・運営）、奈良県

7 救護所の開設・運営・閉鎖	
担当部	医療福祉部、生駒市医師会
実施内容	市域で震度５強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。 救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。
主な連携先	郡山保健所、協定締結団体等（救護所の開設、医薬品の確保）

第3節 原子力災害配備体制

本市は、国の原子力災害対策指針が示すUPZ（原子力発電所から30km圏内）に位置していないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、県と連携して、原子力災害の応急対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者受入について、積極的に協力していく。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 職員の配備・動員						
2 原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖						
3 拠点避難所等の開設・運営・閉鎖						
(参照) マニュアル編 第1章第3節 原子力災害配備体制 資料集 3-1-4 原子力災害警戒本部事務分掌						
関連計画集 避難所運営マニュアル						

1 職員の配備・動員	
担当部	本部事務局ほか各班
実施内容	危機管理監の判断を受け、特定事象の発生状況等を勘案して決定された配備体制に基づき、動員を行い、配備につく。 なお、動員の伝達は、勤務時間内は、電話、庁内放送等で行い、勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等により行う。
主な連携先	—

2 原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	
担当部	本部事務局ほか各班
実施内容	市は、福井県において原子力災害が発生したとき、又は、県より近畿大学原子力研究所から特定事象発生 of 通報を受けた旨通知があったとき、原子力災害警戒本部を設置する。 原子力災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に原子力災害警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、災害応急対策が終了したとき、原子力災害警戒本部を閉鎖する。
主な連携先	防災関係機関（連絡調整）、奈良県（連絡調整）

3 拠点避難所等の開設・運営・閉鎖	
担当部	本部事務局、避難所班
実施内容	市は、協定に基づく、福井県敦賀市からの避難者の受入れ要請を受けた場合、県と連携して、拠点避難所（市総合公園）を開設するとともに、直ちに指定避難所から必要な施設を選定して開設し、広域避難者の受入れを行う。 拠点避難所、指定避難所には職員を派遣して、施設管理者と連携して広域避難者の受入れを行う。また、避難者対策が完了したときは避難所を閉鎖する。
主な連携先	奈良県（広域避難者の輸送等）、施設管理者（避難所等開設・運営への協力）、ボランティア（避難所等運営への協力）

※避難所が不足するときは、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等の借り上げ、野外に建物仮設、テント使用等、多様な避難所の確保に努める。

第4節 その他の災害配備体制

風水害、地震災害、原子力災害以外の突発的な事故等による災害については、事故災害対策本部を設置し、弾力的な組織をもって、対応に当たる。

また、地震やその他の災害で集中的に被害が発生する地域があるときは、現地災害対策本部を設置して、被災地のニーズの集約や災害対応を円滑に進める。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 職員の配備・動員						
2 事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖						
(参照) マニュアル編 第1章第4節 その他の災害配備体制						

1 職員の配備・動員	
担当部	本部事務局ほか各班
実施内容	危機管理監の判断を受け、事故の発生状況等を勘案して決定された配備体制に基づき、動員を行い、配備につく。 なお、動員の伝達は、勤務時間内は、電話、庁内放送等で行い、勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等により行う。
主な連携先	—

2 事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖	
担当部	本部事務局ほか各班
実施内容	市域において、次の事故等が発生し、副市長が、市の一部あるいは全部による対応が必要と認めたとき、事故災害対策本部を設置する。
	事故等
	大規模火災 市街地火災、施設火災、林野火災、トンネル火災
	危険物等の事故 石油類、火薬、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等の爆発、漏洩
	重大事故 自動車事故、鉄道事故、雑踏事故、航空機事故、大規模停電、大規模な水道事故等
実施内容	事故災害対策本部の体制、事務分掌、設置場所、運営等は、災害警戒本部体制に準じる。 また、必要に応じて、事故現場での応急対策や市役所等との連絡調整を円滑に行うため、現地対策本部を設置する。 なお、事故対策が終了したとき、事故発生のおそれが無くなったと副市長が認めたときは、事故災害対策本部を閉鎖する。
主な連携先	消防団（連絡調整）、事故等関係者（連絡調整）、生駒警察署（連絡調整）、奈良県（連絡調整）

第2章 災害対応のコーディネート

第1節 情報収集・整理・伝達

- 1 通信手段の確保
- ↓
- 2 情報の収集、整理
- ↓
- 3 情報の伝達、報告
- ↓
- 4 市民への情報発信・広報

第2節 緊急輸送体制の整備

- 1 緊急輸送手段の確保
- ↓
- 2 物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保
- ↓
- 3 緊急輸送

第3節 受援体制の整備

- 1 応援の要請・要求
- ↓
- 2 受援体制の確保

第4節 支援体制の整備

- 1 受援ニーズの把握
- ↓
- 2 災害支援対策本部の設置
- ↓
- 3 支援の実施

第5節 災害救助法の適用

- 1 災害救助法の適用申請
- ↓
- 2 災害救助法に基づく救助の実施
- ↓
- 3 救助実施状況の報告

第1節 情報収集・整理・伝達

災害発生後、県及び防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

なお、収集した情報については、トリアージ（優先順位付け）できるように重要度や緊急度、場所・時間の明確性、発信者の属性等を付して管理する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安						
	発災前	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 通信手段の確保							
2 情報の収集、整理							
3 情報の伝達、報告							
4 市民への情報発信・広報							
(参照) マニュアル編 第2章第1節 情報収集・整理・伝達 資料集 4-1-1 防災行政無線一覧 資料集 4-1-2 非常通信経路 資料集 4-2-4 県事業担当課への報告系統 資料集 4-2-5 火災・災害等即報要領 様式集 3-1 資料集 4-3-1 報道関係機関一覧 資料集 4-3-2 災害広報文例							

1 通信手段の確保	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	災害による被害状況等を的確に収集・伝達するために、通信手段を確保する。 通信手段は、一般加入電話、災害時優先電話、携帯電話、衛星電話、インターネット、防災行政無線、奈良県防災行政通信ネットワークシステム等を基本とするが、それらの利用が著しく困難なときは、警察、消防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関が有する自衛通信回線等を活用する。 なお、災害時は電話が輻輳し、かかりにくくなるので、市民に対しては、報道機関等を通じて、災害用伝言サービス（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板）を利用することを周知する。 また、必要に応じて、通信手段が途絶した地域等に特設公衆電話の設置を依頼する。
主な連携先	(株)スイタ情報サービス（市施設の通信の確保）、西日本電信電話(株)（通信施設の確保）、近畿日本鉄道(株)（非常通信協力）、 関西電力(株)（非常通信協力）、生駒警察署（非常通信協力）、 奈良県（防災行政通信ネットワークシステム運用）

2 情報の収集、整理	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	災害対策方針を決定するために必要な各種情報を収集し、情報を取りまとめる。 組織内部で把握する情報は、各部が適宜所管に係る被害概況調査を行い、人及び住宅、公共施設、ライフラインなどの被災情報を収集する。 なお、被害情報があるときは「火災・災害等即報要領」の様式に整理する。
主な連携先	防災関係機関（被害状況の把握）、奈良県（被害状況の把握）

3 情報の伝達、報告	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	整理した情報について、各部で共有するとともに、県、防災関係機関に県防災行政通信ネットワークシステム等を利用し、伝達する。 また、「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、報告が必要な内容については、それぞれの段階において、区分に応じた様式に記載し、県（又は消防庁）へ報告する。 なお、通信の不通等により県に報告できないときは、一時的に報告を消防庁に変更する。このとき、連絡が取れるようになった後は県に対してその旨報告する。 さらに、各部ごとにとりまとめた詳細な被害状況は、それぞれ所管の県事業担当課に直接報告する。
主な連携先	防災関係機関（報告の受信）、県（報告の受信）、消防庁（報告の受信）

※区分に応じた様式には、災害概況即報、被害状況即報等がある

4 市民への情報発信・広報	
担当部	本部事務局
実施内容	市民への情報発信・広報は、概ね避難等に必要となる緊急情報と被災後の生活に必要な情報とに分けて、実施する。 避難等に必要となる緊急情報は、臨時的に、防災行政MCA無線、緊急速報メール、市登録制メール、報道機関への緊急放送依頼、広報車、市ホームページ、SNS、自治会組織を通じた連絡等により、発信する。 また、市民の不安を払拭し、被災後の生活に必要な被害状況、復旧状況、避難生活に係る情報等は、定期的に、報道機関や市登録制メール、広報車、自治会組織を通じた連絡、広報紙、インターネットホームページ、SNS等の利用により、発信する。
主な連携先	自治会（情報の伝達）、報道機関（緊急放送等）

第2節 緊急輸送体制の整備

災害時の救助・救急活動、緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するため、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等、輸送力の確保に万全を期する。

また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 緊急輸送手段の確保						
2 物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保						
3 緊急輸送						
(参照) マニュアル編 第2章第2節 緊急輸送体制の整備 資料集 5-2-4 緊急輸送道路網図						

1 緊急輸送手段の確保	
担当部	本部事務局、消防部
実施内容	市保有車両で緊急輸送を実施するが、車両が不足するときは、協定締結団体、タクシー会社、バス会社、その他輸送業者、建設業者等への協力を要請し、車両を確保する。 さらに、車両が不足するときは、輸送区間及び借り上げ期間、輸送人員又は輸送量、車両等の種類及び台数、集結場所及び日時、その他必要な事項を明示して、県又は他市町村等に斡旋を要請する。 なお、陸上の輸送が不可能なときは、ヘリコプター等の使用について、臨時離発着場を指定して、県に要請する。
主な連携先	協定締結団体等（輸送への協力）、県（応援調整等）

※協定締結団体とは、日本通運株式会社奈良支店、豊和運輸株式会社

2 物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保	
担当部	救援衛生部、土木部
実施内容	避難所までの物資の輸送効率を上げるため、総合公園体育館に物資輸送拠点を設置する。 また、道路施設の被害が甚大で、緊急輸送道路が途絶したとき、関係機関の協力を得て、道路における障害物の除去、道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に実施する。なお、放置車両や立ち往生車両が緊急輸送道路の通行を妨げるときは、運転者等に対し移動を命じ、運転者がいないときにおいては、道路管理者が車両の移動を実施する。
主な連携先	国（所管道路の啓開）、奈良県道路公社（所管道路の啓開）、県（所管道路の啓開）、生駒警察署（交通管理者への要請）、生駒建設業協会（障害物の除去）

3 緊急輸送	
担当部	本部事務局
実施内容	県公安委員会が道路の通行の禁止又は制限を行ったときは、知事又は県公安委員会に対して、緊急通行車両及び規制除外車両の確認を申請し、認定を得て緊急輸送を実施する。
主な連携先	生駒警察署（標章の交付等）

※緊急通行車両、規制除外車両の確認申請は、事前届出制度を活用する。

第3節 受援体制の整備

災害が発生し、その被害が広範囲に及ぶなど、市単独では災害への対応が困難と判断されるとき、あらかじめ締結した応援協定等に基づき他都市や県に応援要請を行い、災害応急対策の万全を期す。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 応援の要請・要求 【自衛隊、県】						
【その他応援協定締結先等】						
2 受援体制の確保 【自衛隊、DMAT、TEC-FORCE、緊急消防援助隊】						
【その他応援協定締結先等】						
(参照) マニュアル編 第2章第3節 受援体制の整備 資料集 6-1-3 県消防防災ヘリコプター派遣要請手続き 資料集 3-3-2 自衛隊派遣要請要求手続き 資料集 6-1-4 ヘリコプターの受入れ準備						

1 応援の要請・要求	
担当部	本部事務局、消防本部
実施内容	市長が市単独では災害の対応が困難と判断したときは、自衛隊の災害派遣要請を県に要求する。なお、緊急のときは、直接、自衛隊に災害派遣要請を行い、県に事後報告する。 また、人的支援、物的支援が必要なときは、応援協定締結団体、応援協定締結都市、県、他の市町村に対して、応援を要請する。 さらに、指定行政機関、又は指定地方行政機関の職員及び他の地方公共団体の職員の派遣が必要なときは、県に斡旋を要求する。
主な連携先	応援協定締結団体（協定に基づく支援）、協定締結都市（協定に基づく支援）、県（応援調整）、緊急消防援助隊（消防の応援）、TEC-FORCE（応急復旧対策）、DMAT（医療の支援）、DPAT（精神医療の支援）、自衛隊（災害派遣）

2 受援体制の確保	
担当部	本部事務局、消防本部
実施内容	応援を受けるときは、支援する機関との連絡を速やかに行うための連絡窓口を事務局に設置し、派遣部隊等の到着時間、人員、責任者の氏名及び連絡先等を確認する。 また、派遣部隊等の作業計画を作成するほか、必要に応じて、食料、飲料水、宿泊所、待機場所、駐車場等について準備する。 なお、派遣部隊等到着時は、作業計画等について協議を行い、県に報告する。
主な連携先	応援協定締結団体（協定に基づく支援）、協定締結都市（協定に基づく支援）、県（応援調整）、緊急消防援助隊（消防の応援）、TEC-FORCE（応急復旧対策）、DMAT（医療の支援）、DPAT（精神医療の支援）、自衛隊（災害派遣）

第4節 支援体制の整備

広域災害が発生し、全国的規模による支援が必要と判断されるとき、市は、速やかに広域災害支援体制を確立し、県と調整の上、必要な災害支援活動を積極的に実施する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 受援ニーズの把握						
2 災害支援体制本部の設置						
3 支援の実施						
(参照) マニュアル編 第2章第4節 支援体制の整備						

1 受援ニーズの把握	
担当部	本部事務局
実施内容	県と調整し、支援が必要とされる自治体の応援ニーズを把握する。 なお、本市と自治体相互応援協定を締結している自治体が、被災した場合は、県との調整を待たず、被災自治体と直接連絡を取り、応援ニーズの把握に努めるとともに、状況に応じて必要ならば職員を被災地に派遣し、情報の収集にあたる。
主な連携先	県（被災地ニーズの把握）

2 災害支援対策本部の設置	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	広域災害が発生したとき、被災状況に応じて、市長の判断により、生駒市災害支援対策本部を設置し、必要な災害支援活動を実施する。 なお、生駒市災害支援対策本部は、支援対策活動を概ね終了し、市長が必要なしと判断したときに閉鎖する。 なお、災害支援対策本部の体制は、災害対策本体制に準じる。
主な連携先	県（県災害支援対策本部の設置）

3 支援の実施	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	職員の派遣（給水活動、消防、医療・救護等）、ボランティアの派遣、避難者の受入れ等の人的支援や備蓄品、義援金、救援物資、医薬品の提供等の中から、被災地のニーズに合った支援を実施する。
主な連携先	支援自治体（連絡調整）、県（応援調整）

第5節 災害救助法の適用

一定規模以上の災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 災害救助法の適用申請						
2 災害救助法に基づく救助の実施						
3 救助実施状況の報告						
(参照) マニュアル編 第2章第5節 災害救助法の適用						

1 災害救助法の適用申請	
担当部	本部事務局
実施内容	市における被害が「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みについて知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にあるときには、併せて災害救助法の適用を申請する。
主な連携先	県（災害救助法の適用）

2 災害救助法に基づく救助の実施	
担当部	本部事務局
実施内容	災害救助法が適用され、知事より委任を受けた救助について、速やかに実施する。災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができない時には、災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事から指示を受ける。 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。
主な連携先	県（救助の実施）

3 救助実施状況の報告	
担当部	本部事務局
実施内容	災害救助法に基づく救助の実施状況について、毎日、記録及び整理するとともに、その状況については知事へ報告する。
主な連携先	県（救助の実施報告）

第3章 生命を守るための対策

第1節 避難行動

1 避難勧告等の発令



2 避難誘導

3 警戒区域の設定

4 帰宅困難者対策

第2節 消火・救助・救急、水防活動

1 消火・救助・救急活動

2 水防活動

第3節 医療・救護活動

1 応急医療体制の確保



2 後方医療活動



3 医療・救急資機材の確保

第4節 二次災害防止活動

1 公共土木施設等の応急措置

2 土砂災害対策

3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定

4 その他危険物施設等の応急措置

第5節 事故対応

1 連絡調整



2 被害拡大防止措置

第1節 避難行動

市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、危険な地域内にある市民に対して避難のための立退きを勧告し、又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安						
	発災前	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 避難勧告等の発令							
2 避難誘導							
3 警戒区域の設定							
4 帰宅困難者対策							
(参照) マニュアル編 第3章第1節 避難行動 資料集 2-2-1 浸水想定区域ごとの情報伝達方法等 資料集 2-3-1 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等							

1 避難勧告等の発令	
担当部	本部、本部事務局、消防部
実施内容	本部事務局は、気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報、災害情報等を収集し、警戒本部長又は災害対策本部長は避難勧告等の発令基準にしたがい、避難勧告等を判断し、市民への情報伝達を実施する。 また、危険が急迫し、緊急を要する場合で、警戒本部長又は災害対策本部長が避難勧告等の指示ができないときは、消防長または現場近くにいる消防職員、市職員が市長の権限を代行し、避難勧告等を発令し、事後速やかに警戒本部長又は災害対策本部長に報告する。
主な連携先	消防団（情報伝達等）、自治会長（情報伝達等）、県（避難勧告判断の助言）

※避難勧告等の判断に関しては、奈良地方気象台や県に助言を求めることができる

2 避難誘導	
担当部	本部事務局、消防部
実施内容	消防団、生駒警察署、自主防災会等の協力を得て、避難を必要とする地域の市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を実施する。
主な連携先	消防団（避難誘導等）、自主防災会（避難誘導等）、生駒警察署（避難誘導等）

3 警戒区域の設定	
担当部	本部事務局、消防部
実施内容	市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、又は退去等の措置を講じる。
主な連携先	消防団（警戒区域の設定）、生駒警察署（警戒区域の設定）、自衛隊（警戒区域の設定）

4 帰宅困難者対策	
担当部	本部事務局、教育部（緊急避難場所）
実施内容	市内に大量の帰宅困難者が発生するときは、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報等について収集し、一時滞在施設の確保に努める。
主な連携先	奈良県、近隣市町村等

第2節 消火・救助・救急、水防活動

火災、洪水による水災等を警戒・防御、鎮圧するとともに、負傷者等の救出、救命、搬送等を行い、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を軽減する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 消火・救助・救急活動						
2 水防活動						
(参照) マニュアル編 第3章第2節 消火・救助・救急、水防活動 資料集 3-1-5 生駒市地域防災計画における水防計画に関する事項						

1 消火・救助・救急活動	
担当部	消防部
実施内容	初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。 また、生駒警察署等との密接な連携の下、人命救助活動を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。 なお、市単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できないとき、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要なとき、又は資機材が必要なときには、県（緊急消防援助隊）、応援協定締結都市等に応援を要請する。また、必要に応じて、自衛隊の派遣について知事に要請を要求する。 自主防災会や企業等の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握し、速やかに消防本部、生駒警察署等に通報するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。
主な連携先	消防団（火災の警戒防御、救助活動等）、応援協定締結都市（消火活動の応援）、県（ヘリコプターの派遣等）、生駒警察署（救助活動）、医療機関（救急活動）、緊急消防援助隊（消火活動等の応援）、自衛隊（ヘリコプターの派遣等）、水道部

2 水防活動	
担当部	救援衛生部、土木部、消防部
実施内容	正確な気象情報（雨量、河川水位等）を収集、把握するとともに、河川、ため池等の巡回、警戒を行う。 また、危険箇所を発見したときは、適切な工法により水防作業を開始する。 なお、堤防その他の施設が決壊したときは、郡山土木事務所及び氾濫する方面の隣接市町に通報する。 また、水防活動上必要があるときは、避難が必要と認める区域の居住者に対する立退きや警戒区域を設定することにより、立入りを禁止、制限することができる。
主な連携先	消防団（水防活動）、郡山土木事務所（河川管理者への通報等）、隣接市町（氾濫時の通報）、ため池管理者（巡視、点検の要請）

第3節 医療・救護活動

多数の負傷者等が発生したとき、被災地において、トリアージ及び応急治療を実施するとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送するなど、人命救助に全力を尽くす。

また、医薬品集積センターを開設し、救護所等で必要となる医薬品等について、適切に管理する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 応急医療体制の確保						
2 後方医療活動						
3 医療・救急資機材の確保						
(参照) マニュアル編 第3章第3節 医療・救護活動 資料集 6-2-1 医療機関一覧						

1 応急医療体制の確保	
担当部	医療福祉部、消防部
実施内容	負傷者の人数、医療機関の被災状況及び診療状況を把握し、必要に応じて、セラビーいこまに医療救護拠点、各中学校等に救護所を設置するとともに、生駒市医師会や県に医療救護班の派遣を要請し、応急医療体制を確保し、医療・救護、助産活動を実施する。 派遣される医療救護班は、負傷者の重症度判定（トリアージ）、応急処置、後方医療機関への搬送の要否及び順位の決定、転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療、助産活動、死亡確認等を実施する。
主な連携先	生駒市医師会（医療救護班の編成）、県（応援調整）、DMA T（医療救護）

2 後方医療活動	
担当部	医療福祉部、消防部
実施内容	市立病院は、救護所では対応できない患者に対し、医療活動を実施する。 患者の搬送は、奈良県広域災害・救急医療情報システム等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分けを調整する。 また、救急車等の輸送車両が不足するときやヘリコプター等の出動が必要なときは、県に応援を要請する。
主な連携先	生駒市医師会（医療救護）、県（応援調整）

3 医療・救急資機材の確保	
担当部	医療福祉部
実施内容	災害時に必要となる医薬品、医療・救急資機材は、セラビーいこまに医薬品集積センターを開設して、集積する。 なお、備蓄する医薬品、医療・救急資機材で不足するときは、県に応援を要請する。
主な連携先	生駒地区薬剤師会（医薬品の管理等）、県（応援調整）

第4節 二次災害防止活動

災害発生後の余震又は大雨による浸水、土砂災害及び建築物の倒壊等に備え、土木・農林施設、建築物等の二次災害防止対策を講じ、被害の拡大を防止する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 公共土木施設等の応急措置						
2 土砂災害対策						
3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定						
4 その他危険物施設等の応急措置						
(参照) マニュアル編 第3章第4節 二次災害防止活動						

1 公共土木施設等の応急措置	
担当部	土木部、救援衛生部
実施内容	被災した公共土木施設（道路・橋梁、河川、ため池、農業土木施設、公共施設等）の緊急点検調査を実施し、必要に応じ、応急措置を行うとともに、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。
主な連携先	県（県管理施設の応急対策）、生駒建設業協会（協定に基づく応援）

2 土砂災害対策	
担当部	土木部
実施内容	余震や地震後の降雨による土砂災害の二次災害を防ぐため、国土交通省近畿地方整備局及び県と連携して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等を実施する。 また、点検結果より、必要に応じて、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。
主な連携先	県（応援調整）、TEC-FORCE（専門家の派遣）

3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定	
担当部	土木部
実施内容	建物や宅地の余震等による二次災害を防ぐため、被災建築物応急危険度判定実施本部や被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、応急危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付等によりその所有者に危険度を周知する。 また、判定結果に対する相談窓口を設置する。
主な連携先	県（応援調整）

※応急危険度判定士が不足するなど、市のみで対応できないときは、県に応援を要請する。

4 その他危険物施設等の応急措置	
担当部	消防部
実施内容	危険物施設、高圧ガス関連施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物保管施設、放射性物質施設等においては、爆発、漏洩等の二次災害防止のため、施設の点検、被害拡大防止のための応急措置を実施し、必要に応じて、通報や避難及び立入制限等を実施する。
主な連携先	施設管理者（応急措置）、生駒警察署

第5節 事故対応

自然災害以外の大規模な事故災害が発生したとき、事故災害対策本部を立ち上げて、事故関係者や消防本部、生駒警察署等と連携し、情報の収集・伝達体制を確立して被害の軽減、拡大防止を図る。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 連絡調整						
2 被害拡大防止措置						
(参照) マニュアル編 第3章第5節 事故対応						

1 連絡調整		
担当部	本部事務局、消防部ほか各部	
実施内容	市域において、次の事故等が発生したとき、それぞれの事故等関係者と連絡を取るとともに、生駒警察署、県と連携を図り、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。 また、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。	
	事故等	
	大規模火災	市街地火災、施設火災、林野火災、トンネル火災
	危険物等の事故	石油類、火薬、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等の爆発、漏洩
	重大事故	自動車事故、鉄道事故、雑踏事故、原子力発電所事故、航空機事故、大規模停電、大規模な水道事故等
主な連携先	事故等関係者（連絡調整）、生駒警察署（連絡調整）、奈良県（連絡調整）、対象地域の住民（避難誘導等協力）、隣接市町村	

2 被害拡大防止措置		
担当部	本部事務局、消防部ほか各部	
実施内容	事故等による火災や被害の発生状況を勘案して、必要に応じて、迅速に消火・救助・救急、避難誘導、住民への情報提供等の応急措置を実施する。 また、事故等関係者は、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。	
主な連携先	対象地域の住民（応急措置）、生駒警察署（避難誘導等）、奈良県（応援調整）、近隣市町村	

第4章 生活を守るための対策

第1節 避難生活支援

- 1 避難所の開設・運営・閉鎖
- 2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖

第2節 物資の供給

- 1 飲料水の供給
- 2 食料、生活必需品の供給

第3節 災害時要援護者支援

- 1 情報伝達・避難誘導・安否確認
- 2 災害時要援護者のニーズの把握
- 3 避難生活支援

第4節 行方不明者の捜索及び遺体の火葬等

- 1 行方不明者の捜索
- 2 遺体の収容
- 3 遺体の処理及び火葬等

第5節 防疫、保健衛生

- 1 防疫活動
- 2 被災者の健康維持活動
- 3 動物等の収容対策

第6節 廃棄物の処理及び清掃

- 1 災害廃棄物の処理
- 2 生活ごみ・粗大ごみ等の処理
- 3 し尿処理

第7節 ライフラインの応急復旧

- 1 上・下水道施設の応急復旧
- 2 電気の応急復旧
- 3 電話・通信の応急復旧
- 4 都市ガスの応急復旧
- 5 鉄道の応急復旧

第1節 避難生活支援

災害による家屋の倒壊、浸水、流失等により避難生活を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、開設する。

避難所では、必要に応じて食料や飲料水、毛布などの生活物資を提供するほか、災害に関する情報の提供や相談受付等、避難生活の支援を行う。

また、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 避難所の開設・運営・閉鎖						
2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖						
(参照) マニュアル編 第4章第1節 避難生活支援 資料集 5-1-1 防災拠点、受入拠点一覧						
関連計画集 避難所運営マニュアル						

1 避難所の開設・運営・閉鎖	
担当部	教育部
実施内容	緊急避難場所に避難者を受け入れたときやその他必要と認めるときは、災害の規模・被害状況、避難者の状況、予想される避難期間の長さ等に応じて、指定避難所から必要な施設を選定し、避難所を開設する。 避難所には職員を派遣して、避難所となる施設を管理する職員と連携して避難者の受入れを行う。 なお、市民等避難者は、避難所に「避難所運営委員会」を設置し、避難者同士の協力による自主的な運営を行う。 また、避難所の運営に当たっては、女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、災害時要援護者のニーズに対する配慮等に留意する。 指定避難所の開設・運営は、「避難所運営マニュアル」にしたがい行う。 指定緊急避難場所以外の施設に住民などが避難し避難の長期化が予想される場合は、努めて早期に開設した指定避難所に収容するが、大規模災害時等やむを得ず当該施設での避難が長期化する場合は、「臨時の避難所」として状況を把握し、適宜必要な支援を調整する。
主な連携先	施設管理者（避難所開設・運営への協力）、自治会・自主防災会（避難所運営）、ボランティア（避難所運営への協力）

2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖	
担当部	医療福祉部
実施内容	被害の状況に応じて、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、一般の避難所での生活が困難な災害時要援護者を受入れる。 福祉避難所には、福祉避難所担当職員を配置するとともに、災害時要援護者のニーズに合わせて、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等の人材や福祉用具等を確保する。
主な連携先	社会福祉施設（福祉避難所開設・運営への協力）、ボランティア（コミュニケーション支援等）

第2節 物資の供給

被災者の生活の維持のため必要な飲料水、食料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、災害時要援護者や男女等のニーズの違いに配慮する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 飲料水の供給						
2 食料、生活必需品の供給						
(参照) マニュアル編 第4章第2節 物資の供給 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧						
資料集 5-1-2 災害時の給水拠点 資料集 5-2-3 給水関係物資の備蓄・整備状況						

1 飲料水の供給	
担当部	水道部
実施内容	水道管の損傷等により断水が発生したとき、最小限の飲料水として1日1人当たり3リットルを基準として応急給水を行う。 応急給水は、避難所等に簡易水槽を仮設し、給水タンク車や給水タンクによる運搬等により行う。 なお、給水量は、復旧状況に応じて、段階的に増やす。
主な連携先	日本水道協会（協定に基づく応援）、北和都市水道事業協議会構成市（協定に基づく応援）、県（協定に基づく応援）

2 食料、生活必需品の供給	
担当部	救援衛生部、医療福祉部
実施内容	避難所ごとの避難者数を把握し、食料や生活必需品の必要量を算定する。 食料、生活必需品は、原則、備蓄物資を使用するが、必要量が確保できないときは、協定締結先、県等に対して応援要請を行い、また、必要に応じて、生駒市学校給食センター及び生駒山麓公園ふれあいセンターで炊き出しを行い、必要量の調達に努める。 炊出し及び食料、生活必需品の配給にあたっては、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加して実施する。 なお、炊出しその他による食料の供給は、高齢者、乳幼児、食物アレルギー患者等に配慮したものを供与する。
主な連携先	生駒商工会議所（協定に基づく応援）、生駒市地域婦人団体連絡協議会（炊き出しへの協力）、日本赤十字社奈良県支部（炊き出しへの協力）、ボランティア（物資の配給等への協力）、県（応援調整）、農林水産省生産局（災害救助米穀等の引渡し）

第3節 災害時要援護者支援

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者は、特に大きな影響を受けやすいことから、避難行動支援、安否確認、災害時要援護者のそれぞれのニーズに合った避難生活支援等の対策を講じる。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 情報伝達・避難誘導・安否確認						
2 災害時要援護者のニーズの把握						
3 避難生活支援						
(参照) マニュアル編 第4章第3節 災害時要援護者支援 関連計画集 災害時要援護者避難支援プラン 資料集 2-2-2 浸水想定区域に係る災害時要援護者利用施設一覧 資料集 2-3-2 土砂災害警戒区域に係る災害時要援護者利用施設一覧						

1 情報伝達・避難誘導・安否確認	
担当部	本部事務局、医療福祉部
実施内容	大規模な地震発生時、避難準備情報の発表や避難勧告等の発令後は、「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、災害時要援護者名簿を活用するなど、災害時要援護者に対して、情報伝達や避難誘導等の避難行動支援を行う。
主な連携先	自治会長（安否確認等への協力）、民生委員・児童委員（安否確認等への協力）、市社会福祉協議会（安否確認等への協力）

2 災害時要援護者のニーズの把握	
担当部	医療福祉部
実施内容	災害時要援護者に適切な支援を実施するため、臨時相談窓口の設置や避難所等への巡回相談等により、福祉ニーズの把握を行う。
主な連携先	市社会福祉協議会（相談体制の確保）、ボランティア（ニーズ把握への協力）

3 避難生活支援	
担当部	救援衛生部、医療福祉部
実施内容	災害時要援護者が避難所、福祉避難所等で生活する上で必要となる人材、福祉機器、物資等の確保に努め、それぞれのニーズに応じた避難生活支援を実施する。また、その他、健康相談やメンタルケア等の巡回医療、社会福祉施設への一時的入居措置、応急仮設住宅や公営住宅への優先入居等、必要に応じた災害時要援護者対応に努める。
主な連携先	県（医療等体制の確保）、市社会福祉協議会（人材の確保等）、ボランティア（コミュニケーション支援等）

第4節 行方不明者の捜索及び遺体の火葬等

災害により行方不明者が発生したときは、迅速な捜索活動を実施する。

また、遺体が確認されたときは、適切に収容、処理等を行い、引渡し先のない遺体については、火葬等を実施する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 行方不明者の捜索						
2 遺体の収容						
3 遺体の処理及び火葬等						
(参照) マニュアル編 第4章第4節 遺体の火葬等						

1 行方不明者の捜索	
担当部	本部事務局、消防本部
実施内容	安否確認を行い、行方不明者がいる場合は、生駒警察署等関係機関の協力を得て、早急の捜索を行う。 なお、行方不明者が多数あるときは、受付所を設置し、受付、手配、処理等の円滑化を図る。
主な連携先	生駒警察署（行方不明者の捜索）、自衛隊（捜索への協力）、自治会（情報の提供等）

2 遺体の収容	
担当部	救援衛生部
実施内容	遺体を発見したときは、遺体安置所を確保するとともに、遺体安置に必要な物品を調達し、警察官による検視（死体調査）及び医師による検案を終えた遺体を収容する。
主な連携先	生駒警察署（検視（死体調査））、医師会（検案）、歯科医師会（身元不明者の確認支援）、葬祭業者（物品調達への協力）

3 遺体の処理及び火葬等	
担当部	救援衛生部、医療福祉部
実施内容	身元が判明した遺体を遺族に引き渡す。 なお、遺族が混乱期のため火葬等を行うことが困難もしくは不可能であるとき又は死亡した者の遺族がいないとき並びに身元の判明しない遺体は、火葬等を実施する。
主な連携先	生駒警察署（身元不明者の身元調査）、葬祭業者（搬送等への協力）、奈良県（広域応援調整）

※市のみで対応できないときは、県に応援を要請する。

第5節 防疫、保健衛生

被災後は、快適な生活環境を確保するため、被災者の健康管理、病弱者の救済、感染症発生防止、衛生の保持に万全を期し、市民生活の安定を図る。

【各項目の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 防疫活動						
2 被災者の健康維持活動						
3 動物等の収容対策						
(参照) マニュアル編 第4章第5節 防疫、保健衛生						

1 防疫活動	
担当部	医療福祉部
実施内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び災害防疫実施要綱に基づき、患者等の人権に配慮しながら、住家等の消毒、避難所の防疫指導、臨時予防接種、感染症患者の移送、薬品や資機材等の調達・配布等の防疫活動を実施する。
主な連携先	医師会（臨時予防接種への協力）、郡山保健所（防疫活動の実施等）

※自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県に協力を要請する。

2 被災者の健康維持活動	
担当部	医療福祉部
実施内容	被災者の疾病予防、健康保持、災害関連死防止の観点から、巡回相談等を実施し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。 また、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
主な連携先	ボランティア（健康相談や訪問指導等）、郡山保健所（防疫活動の指導等）、DPAT（心のケアの実施）

※巡回相談、相談窓口における相談員は、男女の配置に努める。

3 動物等の収容対策	
担当部	救援衛生部
実施内容	放浪犬猫の保護及び特定動物による人等への危害防止を実施する。
主な連携先	生駒警察署（人等への危害防止）、ボランティア（動物の保護・受入れ等の協力）、県（愛玩動物等の収容対策）、県獣医師会（負傷動物への対応等）

第6節 廃棄物の処理及び清掃

災害時に大量に発生するごみやがれきを迅速に処理するため、処理施設の被害状況や復旧見込みを把握するほか、必要に応じて、仮置場や一時保管場所の設置等について検討し、処理体制を確立する。

また、上・下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握し、仮設トイレを速やかに確保するとともに、し尿処理の収集体制を確立する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 災害廃棄物の処理						
2 生活ごみ・粗大ごみ等の処理						
3 し尿処理						
(参照) マニュアル編 第4章第6節 廃棄物の処理及び 関連計画集Ⅷ 生駒市災害廃棄物処理計画 清掃						

1 災害廃棄物の処理	
担当部	土木部、救援衛生部
実施内容	がれき等の発生量を把握し、災害廃棄物処理計画を作成する。 また、災害廃棄物処理計画にしたがい、災害廃棄物の仮置場を確保するとともに、最終処分までの処理ルートを確保する。 なお、災害対策基本法第86条の5に基づき、廃棄物処理の特例が適用されるときは、環境大臣の示す処理指針に基づき、被災建築物等の除去を実施する。 また、ペット等の遺体について、土地又は建物の占有者又は管理者が自らの責任で処理できないときや路上に放置されているときには、収集し、処理する。
主な連携先	県（応援調整）、協定締結団体等（仮置場、被災建築物の除去）

※市のみで対応できないときは、県及び協定締結自治体に応援を要請する。

2 生活ごみ・粗大ごみ等の処理	
担当部	救援衛生部
実施内容	ごみ処理施設（清掃リレーセンター、清掃センター）の被害状況と稼働見込みを把握するとともに、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。 また、一般廃棄物収集等委託業者と調整し、効果的に現有運搬車両及び人員を投入し、迅速な収集を行い、稼働するごみ処理施設へ搬送して処理を行う。
主な連携先	委託業者（ごみの収集・運搬）、県（協定に基づく応援）

※市のみで対応できないときは、県及び協定締結自治体に応援を要請する。

3 し尿処理	
担当部	救援衛生部
実施内容	エコパーク21の被害状況と稼働見込みを把握し、ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案して、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量を把握するとともに、必要な仮設トイレを確保する。 また、委託業者と調整し、効果的にし尿収集車両及び人員を投入し、迅速なし尿収集を行い、エコパーク21等処理施設へ搬送して処理を行う。
主な連携先	委託業者（し尿の収集・運搬）、県（広域応援調整）

※市のみで対応できないときは、県及び協定締結自治体に応援を要請する。

第7節 ライフラインの応急復旧

上・下水道、電気、電話、ガス、鉄道等のライフライン施設において、その機能が停止または低下したとき、それぞれの事業者は、代替サービスの提供や機能回復に努めるとともに、復旧措置を講じる。

【各項の業務実施時期の目安】

		業務実施時期の目安					
		発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 上・下水道施設の 応急復旧	【広報】						
	【被害状況の調査】						
	【応急復旧】						
2 電気の応急復 旧	【連絡調整、広報】						
	【被害状況の調査】						
	【応急復旧】						
3 電話・通信の応 急復旧	【連絡調整、広報】						
	【被害状況の調査】						
	【応急復旧】						
4 都市ガスの応 急復旧	【連絡調整、広報】						
	【被害状況の調査】						
	【応急復旧】						
5 鉄道の応急復 旧	【連絡調整、広報】						
	【被害状況の調査】						
	【応急復旧】						
(参照) マニュアル編 第4章第7節 ライフラインの応急復旧							

1 上・下水道施設の応急復旧	
担当部	水道部
実施内容	上・下水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を策定する。 また、復旧計画に即して、順次応急復旧を進めるとともに、復旧状況や今後の見通しを市民に広報する。
主な連携先	生駒市上水道協同組合（協定に基づく応援）、指定給水装置工事事業者（協力）、排水設備指定工事店（協力）、日本水道協会（協定に基づく応援）、県（協定に基づく応援）、北和都市水道事業協議会（協定に基づく応援）

2 電気の応急復旧	
担当部	本部事務局
実施内容	電力設備が被災し、広域かつ長期間にわたり停電等が発生したとき、一般電気事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。 一般電気事業者は、設備の復旧優先順位や被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、復旧計画を策定し、供給上復旧効果の高いものから順に、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努めながら、応急復旧を進める。
主な連携先	関西電力(株)（応急復旧等）、いこま市民パワー(株)、奈良県電気工事工業組合（協定に基づく応援）

3 電話・通信の応急復旧	
担当部	本部事務局
実施内容	通信施設等が被災し、広域かつ長期間にわたり通信障害等が発生したとき、電気通信事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。 電気通信事業者は、回線の復旧優先順位や被災状況、各設備の被害状況を勘案して、復旧計画を策定し、供給上復旧効果の高いものから順に、応急復旧を進める。
主な連携先	西日本電信電話(株)等（応急復旧等）、近畿総合通信局（災害時移動通信機器の貸出）

4 都市ガスの応急復旧	
担当部	本部事務局
実施内容	都市ガス施設が被災し、長期間にわたりガスの供給停止等が継続するとき、一般ガス事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。 一般ガス事業者は、復旧優先順位や家屋・道路の被災状況、各設備の被害状況を勘案して、復旧計画を策定し、供給上復旧効果の高いものから順に、応急復旧を進める。
主な連携先	大阪ガス(株)（応急復旧等）

5 鉄道の応急復旧	
担当部	本部事務局
実施内容	鉄道が被災し、長期間にわたり不通となる時、鉄道事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。 鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定し、計画に即して、順次応急復旧を進める。
主な連携先	近畿日本鉄道(株)（応急復旧等）

第5章 復旧への足がかり

第1節 住宅応急対策

- 1 応急仮設住宅の設置
- 2 住宅の応急修理
- 3 住居障害物の除去
- 4 その他の住宅応急対策

第2節 文教対策

- 1 児童・生徒等の安全確保
- 2 施設の応急復旧
- 3 応急教育・応急保育
- 4 児童・生徒等に対する援助

第3節 文化財の応急対策

- 1 文化財の被害調査
- 2 文化財の応急復旧

第4節 ボランティアの受入れ

- 1 災害ボランティアセンターの設置
- 2 ボランティアの受入れ
- 3 ボランティアの派遣要請等

第5節 義援金、救援物資の受入れ

- 1 義援金・救援物資の募集
- 2 義援金・救援物資の受付及び保管
- 3 義援金・救援物資の配分及び配布

第1節 住宅応急対策

住宅に大きな被害を受け、自己の資力では直ちに住宅を確保できない被災者に対しては、応急仮設住宅の建設や公営住宅の斡旋、応急修理等の住宅確保に関する応急対策を実施する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 応急仮設住宅の設置						
2 住宅の応急修理						
3 住居障害物の除去						
4 その他の住宅応急対策						
(参照) マニュアル編 第5章第1節 住宅応急対策						

1 応急仮設住宅の設置	
担当部	本部事務局、土木部
実施内容	住宅の被災状況及び被災者の意向調査から応急仮設住宅の必要建設戸数を算定するとともに、建設用地を確保し、県に応急仮設住宅の建設を要請する。 なお、応急仮設住宅の設置に関しては、避難者のニーズに留意し、災害時要援護者に配慮するとともに、入居者の選定に当たっては、コミュニティの確保に留意する。
主な連携先	県（応急仮設住宅の建設）

2 住宅の応急修理	
担当部	土木部
実施内容	災害救助法に基づいて、住宅が半壊又は半焼し、そのままでは、当面の日常生活が営めず、かつ、自らの資力では応急修理できない者の住宅の居室、炊事場及びトイレ等、必要最小限度の部分について応急修理を行い、居住の安定を図る。
主な連携先	県（住宅の応急修理）

3 住居障害物の除去	
担当部	土木部
実施内容	災害救助法に基づいて、住宅又はその周辺等の日常生活に欠くことのできない場所に堆積した土砂、廃材等を除去し、日常生活の回復を図る。
主な連携先	協定締結団体等（建設資機材協力）、ボランティア（障害物の除去等の協力）、 県（応援調整等）

4 その他の住宅応急対策	
担当部	土木部
実施内容	その他、必要に応じて、市営住宅等への一時的な入居の斡旋、民間賃貸住宅の借上げ、県への協力要請等の住宅応急対策を実施する。
主な連携先	県（応援調整等）

第2節 文教対策

学校、幼稚園、保育園に通う児童・生徒、園児（以下、児童・生徒等という）の安全確保と安否確認を行うとともに、文教施設や教職員の被災状況を把握する。

また、被災した施設等の応急復旧や学用品の確保・支給等を行い、早い段階での授業再開や応急保育の実施を目指す。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 児童・生徒等の安全確保						
2 施設の応急復旧						
3 応急教育・応急保育						
4 児童・生徒等に対する援助						
(参照) マニュアル編 第5章第2節 文教対策						

1 児童・生徒等の安全確保	
担当部	教育部、土木部
実施内容	学校長、園長等は、児童・生徒等の安全確保と安否確認を行い、状況を市へ報告する。また、施設や被害の状況を把握し、市へ報告する。
主な連携先	施設管理者（利用者の安全確保）

2 施設の応急復旧	
担当部	教育部、土木部
実施内容	学校、幼稚園、保育園、給食センター、その他文教施設の被害状況を把握し、必要に応じて、応急措置を講じるとともに、被災状況に応じて、復旧計画を作成し、順次応急復旧を進める。
主な連携先	施設管理者（応急復旧）

3 応急教育・応急保育	
担当部	教育部
実施内容	被災状況に応じて、休校（園）、または短縮授業、二部授業等の応急教育・応急保育を実施する。 また、必要に応じて、被災を免れた公共施設の活用や仮校舎の建設等により、代替施設を確保するとともに、教職員、保育士等を確保する。
主な連携先	学校・園（応急教育・応急保育）、県教育委員会（教職員の斡旋等）

4 児童・生徒等に対する援助	
担当部	教育部
実施内容	就学上支障のある児童・生徒等に対して、学用品等を支給する。 また、必要に応じて、就学援助費の支給、心のケア、転出・転入の手続きなどの措置を講ずる。
主な連携先	学校（児童・生徒等への対応）、県教育委員会（市町村間調整等）

第3節 文化財の応急対策

文化財の被害の防止又は軽減を図るために、国や県と緊密な連携のもと、被災状況の調査を速やかに行うとともに、文化財の所有者又は管理者に対して適切な指導、助言を行うなどの措置を講じる。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 文化財の被害調査						
2 文化財の応急復旧						
(参照) マニュアル編 第5章第3節 文化財の応急対策 資料集 7-1-4 有形文化財一覧						

1 文化財の被害調査	
担当部	教育部
実施内容	文化財について、所有者又は管理者から被災状況に係る情報を収集し、また、必要に応じて係員を現地に派遣し、被災状況を調査するとともに、その内容を県教育委員会に報告する。
主な連携先	所有者又は管理者（被害調査）、県教育委員会（県指定文化財への対応）、文化庁（国指定文化財への対応）

2 文化財の応急復旧	
担当部	教育部
実施内容	文化財に破損等が生じたときには、文化財の価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指導する。 また、市所管の文化財については、国または県の指導のもとで復旧計画を策定し、応急復旧を進める。
主な連携先	所有者又は管理者（応急措置等）、県教育委員会（県指定文化財への対応）、文化庁（国指定文化財への対応）

第4節 ボランティアの受入れ

災害時に各種のボランティアが被災者のために効果的な活動が実施できるように、市社会福祉協議会等と協力して、受入れや活動に必要な支援を実施する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 災害ボランティアセンターの設置						
2 ボランティアの受入れ						
3 ボランティアの派遣要請等						
(参照) マニュアル編 第5章第4節 ボランティアの受入れ						

1 災害ボランティアセンターの設置	
担当部	医療福祉部
実施内容	多数の災害ボランティアが必要となる場合は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行うため、市社会福祉協議会に市災害ボランティアセンターを設置する。
主な連携先	市社会福祉協議会（市災害ボランティアセンターの設置）、 県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンターの設置）

2 ボランティアの受入れ	
担当部	医療福祉部
実施内容	市災害ボランティアセンターにおいて、被災者が必要とする支援、生活課題のニーズを把握するとともに、ボランティアの受付及び調整等、一般ボランティアの受入れ対応を行う。 なお、市災害ボランティアセンターの運営が市社会福祉協議会のみでは困難なときは、県社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、企業等に協力を要請する。
主な連携先	市社会福祉協議会（市災害ボランティアセンターの運営）、 県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンターの運営）

3 ボランティアの派遣要請等	
担当部	本部事務局、医療福祉部
実施内容	一般ボランティアを多数必要とする場合は、インターネット、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて災害ボランティアの募集を行う。また、専門的技能を有するボランティアを要する場合は、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにした上で、県災害ボランティアセンター、関係団体等に対してボランティア派遣を要請する。
主な連携先	市社会福祉協議会（市災害ボランティアセンターの運営）、 県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンターの運営）

第5節 義援金、救援物資の受入れ

国民、企業、海外等から寄託された義援金・救援物資を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等を公正かつ円滑に実施する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 義援金・救援物資の募集						
2 義援金・救援物資の受付及び保管						
3 義援金・救援物資の配分及び配布						
(参照) マニュアル編 第5章第5節 義援金、救援物資の受入れ						

1 義援金・救援物資の募集	
担当部	医療福祉部、救援衛生部
実施内容	市のホームページのほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や市社会福祉協議会等を通じて、義援金・救援物資の募集を呼びかける。 なお、救援物資の募集を行うときは、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供する。
主な連携先	市社会福祉協議会（情報提供）、報道機関（情報提供）

2 義援金・救援物資の受付及び保管	
担当部	医療福祉部、救援衛生部
実施内容	義援金・救援物資の受付窓口を開設し、市に寄託される義援金、救援物資を受付ける。 義援金については、配分及び使途が確定するまでの間は、市の口座に預入れ保管する。また、救援物資については、集積場所を指定し、保管する。 なお、義援金、救援物資の受入れ時は、受領書を発行し、帳簿等を整備する。
主な連携先	市社会福祉協議会（義援金等の受付）

3 義援金・救援物資の配分及び配布	
担当部	医療福祉部、救援衛生部
実施内容	義援金・救援物資の配分や配布方法については、被災者の被害状況等を考慮し、災害対策本部会議等で決定する。 なお、義援金については、義援金配分委員会を設置し、県又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を含め、公平かつ適切な義援金の配分基準を設定する。また、義援金・救援物資は、決定された配分及び配布方法に基づき、被災者へ配布する。
主な連携先	市社会福祉協議会（関係機関間調整）、ボランティア（救援物資の配布）、日本赤十字社（義援金等の配分）、中央共同募金会（義援金等の配分）、県（義援金等の配分）

第4部 災害復旧・復興計画

第1章 公共施設の災害復旧

被災した道路・河川等の公共土木施設、農林業施設、水道、公立学校、社会福祉施設、公営住宅等の施設を速やかに復旧し、市民の生活基盤の整備を進める。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画						
2 激甚災害の指定に関する計画						
3 資金計画						
(参照) マニュアル編 第6章第1節 公共施設の災害復旧 資料集 7-1-1 主な災害復旧事業						

1 公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画	
担当部	医療福祉部、水道部、救援衛生部、土木部、教育部
実施内容	災害発生後は、被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える災害復旧の事業計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図る。
主な連携先	国（緊急調査、災害査定）、奈良県（県管理施設）

2 激甚災害の指定に関する計画	
担当部	医療福祉部、水道部、救援衛生部、土木部、教育部
実施内容	著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生したときは、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。
主な連携先	奈良県（調査）、国（査定）

3 資金計画	
担当部	本部事務局、医療福祉部、水道部、救援衛生部、土木部、教育部
実施内容	災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。
主な連携先	奈良県(報告)、国（査定）

第2章 企業等の再建支援

被災した企業等を支援するため、必要な復旧資金、復旧資材等の確保、復旧計画の樹立又は実施等について斡旋及び指導を行い、あるいは必要に応じて、資金の融資に伴う金利助成の措置等を講じ、民生の安定、社会経済活動の早期回復を図る。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 農林業災害復旧資金の相談、斡旋						
2 中小企業の再建資金の相談、斡旋						
(参照) マニュアル編 第6章第2節 企業等の再建支援 資料集 7-1-2 融資制度等の概要						

1 農林業災害復旧資金の相談、斡旋	
担当部	救援衛生部
実施内容	災害により損失を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、経営等に必要資金及び災害復旧資金の融通並びに既往貸付制度の延長措置等について、指導、斡旋を行うとともに、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林業の生産力の維持及び増進と経営の安定を図る。
主な連携先	県（利子補給又は損失補償等）、奈良県農業協同組合（資金貸付）、日本政策金融公庫（資金貸付）

2 中小企業の再建資金の相談、斡旋	
担当部	救援衛生部
実施内容	被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び日本政策金融公庫の融資、並びに信用保証協会による融資の保証等が迅速かつ円滑に行われるよう、相談窓口を設置し、県及び国と調整を行う。
主な連携先	国（金融機関への要請、融資等）、県（相談業務等）、生駒商工会議所（融資斡旋等）、日本政策金融公庫（資金貸付）、金融機関（資金貸付）

第3章 被災者の生活再建支援

被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等を支給するとともに、生活の安定を図るため、各種資金の貸付、住宅の確保等を行い、市民の生活の安定を図る。

なお、実施に当たっては、総合相談窓口を設置し、被災者への各種援助・助成制度の周知徹底を図る。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成 【罹災証明申請・被害認定調査】						
【罹災証明発行】						
2 被災者の生活支援 (参照)						
マニュアル編 第6章第3節 被災者の生活再建支援 資料集 7-1-3 生活資金等の支給・貸付概要						

1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成	
担当部	救援衛生部
実施内容	各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を確立し、住家等の被害程度の調査を行うとともに、被災者に罹災証明書を交付する。 また、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。
主な連携先	県（応援調整）、奈良県建築士会（被害判定調査支援）

2 被災者の生活支援	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	被災者生活支援に関する総合相談窓口を開設し、被災者の生活確保に必要な資金について、それぞれの法律、条令等の定めるところにより、支給・貸付を行う。 ☐ 被災者生活再建支援金・見舞金・弔慰金 ☐ 当面の生活資金や生活再建の資金 ☐ 税金や保険料等の減免・猶予 ☐ 住まいの確保・再建のための支援 ☐ その他
主な連携先	国（貸付原資負担、事業補助等）、県（事務委託、貸付原資負担、国への要請等）、市社会福祉協議会（生活福祉資金）、住宅金融支援機構（資金貸付）、協定締結団体等（行政手続きの支援）

第4章 災害復旧・復興

災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 復旧・復興対策体制の整備						
2 復旧・復興計画の策定						
3 復旧・復興事業の実施						
4 災害における教訓の継承・発信						
(参照) マニュアル編 第6章第4節 災害復興						

1 復旧・復興対策体制の整備	
担当部	本部事務局
実施内容	大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認めるときは、復旧・復興検討委員会を設置し、復旧・復興方針を策定するとともに、必要に応じて、復旧・復興本部を設置する。
主な連携先	県（市町村間の調整、支援要請等）

2 復旧・復興計画の策定	
担当部	本部事務局
実施内容	復旧・復興方針を踏まえ、復旧・復興計画を速やかに策定する。 なお、計画の策定課程においては、市民の理解を求め、女性や災害時要援護者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。
主な連携先	国（計画策定に係る支援等）、奈良県（計画策定または支援等）

※復旧・復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針及び県の復興基本方針に即して、県と共同して定めることができる。

3 復旧・復興事業の実施	
担当部	各部
実施内容	復旧・復興計画に基づき、復旧・復興事業を速やかに実施する。
主な連携先	国（復旧・復興事業の実施や支援等）、奈良県（市町村間の調整、支援要請等）

4 災害における教訓の継承・発信	
担当部	本部事務局
実施内容	災害から得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開する。
主な連携先	奈良県